

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳ネットワークに関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

徳島県は、住民基本台帳ネットワークに関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるための適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

- ・当該事務において保有する特定個人情報ファイルは「都道府県知事保存本人確認情報ファイル」及び「都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル」の2ファイルである。
- ・住民基本台帳ネットワーク(以下「住基ネット」という。)において、都道府県は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。)に基づき市町村から住民の本人確認情報に関する通知を受け、都道府県サーバに「都道府県知事保存本人確認情報」及び「都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル」として保有する。「都道府県知事保存本人確認情報」は、4情報(「氏名・住所・生年月日・性別」をいう。以下同じ。)、個人番号、住民票コード及びこれらの変更情報に限定され、「都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル」は、4情報、住民票コード及びこれらに関する変更情報に限定される。「都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル」には、個人番号は含まれない。)
- ・住基ネットは専用回線を使用し、指定情報処理機関(地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。))が管理するファイアウォールにより厳重な通信制御、システムによる侵入検知、通信相手となるコンピュータとの相互認証を行っているほか、汎用の通信プロトコル(SMTP、HTTP、FTP、Telnet等)は使用せず、独自のアプリケーションを用いる等、厳格な不正アクセス対策を講じている。また、内部による不正利用の防止のため、システム操作者に住基法に基づく守秘義務を課し、操作者及びアクセス権限を限定し、システムの操作履歴を保存する等の対策を講じている。
- ・都道府県サーバは全都道府県分を1カ所(集約センター)に集約し、その運用・監視を機構に委託している。

評価実施機関名

徳島県知事

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

令和7年3月14日

[令和6年10月 様式4]

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	住民基本台帳ネットワークに関する事務
②事務の内容 ※	住民基本台帳ネットワークに関する事務は、「1. 本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」及び「2. 附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」に分かれる。 1. 本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 都道府県は、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム（住基ネット）を市町村と共同して構築している。 なお、住民基本台帳は、住基法に基づき作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一に行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。 具体的に徳島県では、住基法の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。（別添1を参照） ①磁気ディスクによる特定個人情報ファイルの管理 ②市町村からの本人確認情報に係る変更の通知に基づく特定個人情報ファイルの更新及び機構への通知 ③徳島県知事から本人確認情報に係る徳島県の他の執行機関への本人確認情報の提供又は他部署への移転 ④住民による請求に基づく当該個人の本人確認情報の開示並びに開示結果に基づく住民からの本人確認情報の訂正、追加又は削除の申出に対する調査 ⑤機構への本人確認情報の照会 2. 附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 都道府県は、市町村における市町村CS、都道府県における附票都道府県サーバ及び機構における附票全国サーバ等により構成される「附票連携システム」において、国外転出者に係る本人確認を行うための社会的基盤としての役割を担うため、4情報（氏名、住所、生年月日、性別）、住民票コード及びこれらの変更情報で構成される「都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル」を作成し、戸籍の附票に関する記録を正確に行う責務がある。そのため、附票本人確認情報の管理及び提供等に係る以下の事務を実施する。なお、都道府県知事保存附票本人確認情報（以下条文に併せて記載する場合は、「都道府県知事保存附票本人確認情報」とし、それ以外の記載は、「附票本人確認情報」とする。）には、個人番号は含まれない。 ①磁気ディスクによる特定個人情報ファイルの管理 ②市町村からの附票本人確認情報に係る変更の通知に基づく特定個人情報ファイルの更新及び機構への通知 ③徳島県知事から附票本人確認情報に係る徳島県の他の執行機関への提供又は他部署への移転 ④住民による請求に基づく当該個人の附票本人確認情報の開示並びに開示結果に基づく住民からの附票本人確認情報の訂正、追加又は削除の申出に対する調査 ⑤機構への附票本人確認情報の照会
③対象人数	[30万人以上] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム ※「3. 特定個人情報ファイル名」に示す「都道府県知事保存本人確認情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、都道府県サーバにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステムの内の都道府県サーバ部分について記載する。
	1. 本人確認情報の更新 都道府県知事保存本人確認情報ファイルを最新の状態に保つため、市町村CS（コミュニケーションサーバ）を経由して通知された本人確認情報の更新情報を元に当該ファイルを更新し、全国サーバに対して当該本人確認情報の更新情報を通知する。 2. 徳島県の他の執行機関への情報提供又は他部署への移転 徳島県の他の執行機関又は他部署による住基法に基づく情報照会に対応するため、照会のあった当該個人の個人番号又は4情報等に対応する本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、照会元に提供・移転する。

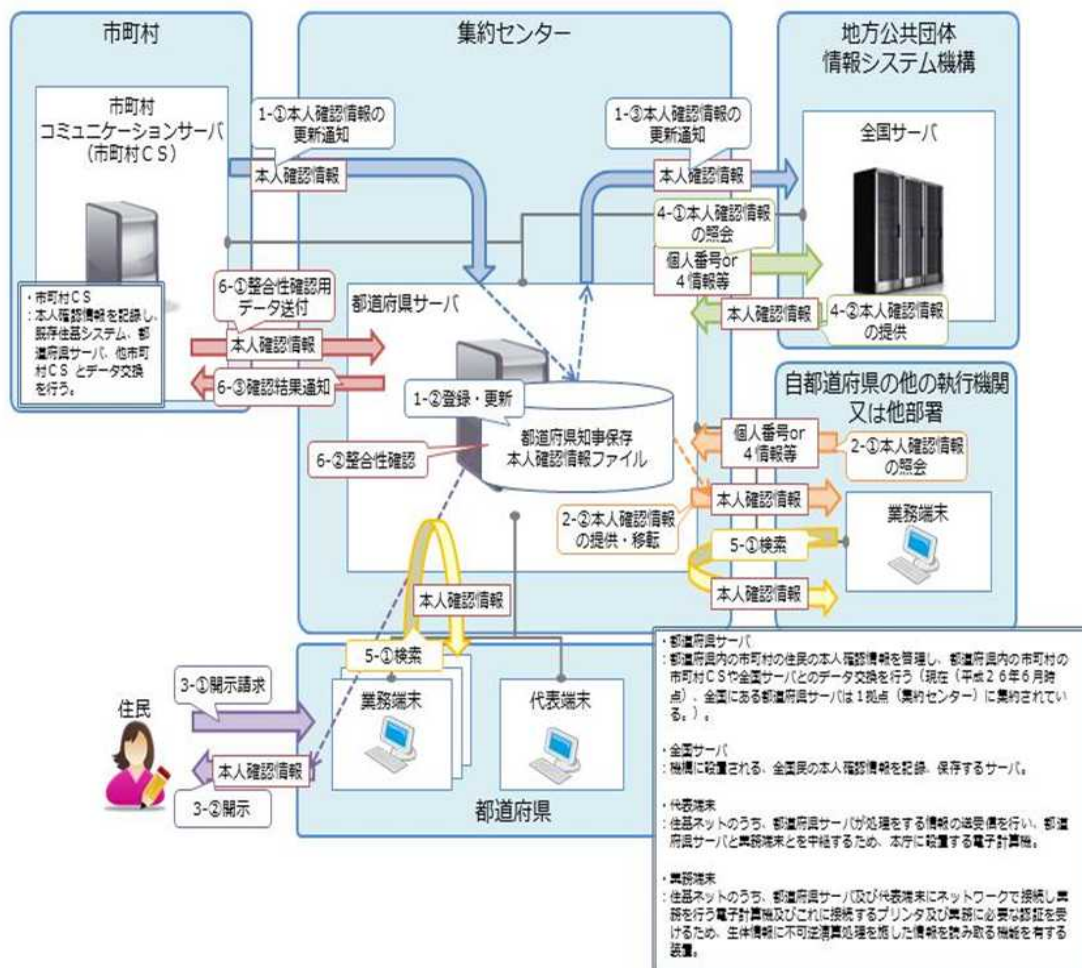
②システムの機能	3. 本人確認情報の開示 法律に基づく住民による自己の本人確認情報の開示請求に対応するため、当該個人の本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、帳票に出力する。 4. 機構への情報照会 全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。 5. 本人確認情報検索 都道府県サーバの代表端末又は業務端末において入力された4情報の組合せをキーに都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 6. 本人確認情報整合 都道府県知事保存本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市町村から本人確認情報を受領し、当該本人確認情報を用いて当該ファイルに記録された本人確認情報の整合性確認を行う。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	附票連携システム ※「3. 特定個人情報ファイル名」に示す「都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル」は、附票連携システムの構成要素のうち、附票都道府県サーバにおいて管理がなされているため、以降は、附票連携システムの内の附票都道府県サーバ部分について記載する。
②システムの機能	1. 附票本人確認情報の更新 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを最新の状態に保つため、市町村CSを経由して通知された附票本人確認情報の更新情報を元に当該ファイルを更新し、附票全国サーバに対して当該附票本人確認情報の更新情報を通知する。 2. 徳島県の他の執行機関への情報提供又は他部署への移転 徳島県の他の執行機関又は他部署による住基法に基づく情報照会に対応するため、照会のあった当該個人の4情報等に対応する附票本人確認情報を都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルから抽出し、照会元に提供・移転する。 4. 機構への情報照会 附票全国サーバに対して住民票コード又は4情報の組合せをキーとした附票本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の附票本人確認情報を受領する。 5. 附票本人確認情報検索 附票都道府県サーバの代表端末又は業務端末(都道府県サーバと共用する。)において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する附票本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 6. 附票本人確認情報整合 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市町村から附票本人確認情報を受領し、当該附票本人確認情報を用いて当該ファイルに記録された附票本人確認情報の整合性確認を行う。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()
システム6～10	
システム11～15	
システム16～20	

3. 特定個人情報ファイル名	
(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル 徳島県では、都道府県知事保存本人確認情報ファイルを、下記に記載のと通りの必要性から取り扱う。 都道府県知事保存本人確認情報ファイルは、転出入があった場合等にスムーズな住民情報の処理を行うため、また全国的な本人確認手段として、1つの市町村内にとどまらず、全地方公共団体で、本人確認情報を正確かつ統一的に記録・管理することを目的として、以下の用途に用いられる。 ①住基ネットを用いて市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務(住基ネットに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務)の処理を行うため、徳島県内の住民に係る最新の本人確認情報を管理する。 ②市町村からの本人確認情報の更新情報の通知を受けて都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新し、当該更新情報を機構に対して通知する。 ③徳島県の他の執行機関又は他部署からの照会に基づき、本人確認情報を提供・移転する。 ④住民からの請求に基づき、当該個人の本人確認情報を開示する。 ⑤住基ネットに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務において、本人確認情報を検索する。 ⑥市町村において保存する本人確認情報との整合性を確認する。 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 徳島県では、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを、下記に記載の通りの必要性から取り扱う。 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルは、国外転出者に係る本人確認手段として、1つの市町村内にとどまらず、全地方公共団体で、附票本人確認情報を正確かつ統一的に記録・管理することを目的として、以下の用途に用いられる。 ①附票連携システムに係る附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務の処理を行うため、徳島県内の住民に係る最新の附票本人確認情報を管理する。 ②市町村からの附票本人確認情報の更新情報の通知を受けて都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを更新し、当該更新情報を機構に対して通知する。 ③徳島県の他の執行機関又は他部署からの照会に基づき、附票本人確認情報を提供・移転する。その際、番号法で認められた場合に限り、徳島県の他の執行機関又は他部署からの求めに応じ、附票本人確認情報の提供・移転に併せて当該個人の住民票コードを用いて、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、照会元に提供・移転する場合がある。 ④本人からの請求に基づき、当該個人の附票本人確認情報を開示する。 ⑤附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務において、附票本人確認情報を検索する。 ⑥市町村において保存する附票本人確認情報との整合性を確認する。
②実現が期待されるメリット	住民票の写し等にかえて本人確認情報を利用することにより、これまでに窓口で提出が求められていた行政機関が発行する添付書類(住民票の写し等)の省略が図られ、もって住民の負担軽減(各機関を訪問し、証明書等を入手する金銭的、時間的コストの節約)につながることが見込まれる。 また、国外転出者を含め個人番号カードによる本人確認、個人番号の真正性確認が可能となり、行政事務の効率化に資することが期待される。
5. 個人番号の利用 ※	
	住基法(昭和42年7月25日法律第81号) ・第7条(住民票の記載事項) ・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) ・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報)

法令上の根拠	・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の15(本人確認情報の利用) ・第30条の22(市町村間の連絡調整等) ・第30条の32(自己の本人確認情報の開示) ・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正) ・第30条の44の6第3項(都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。)の利用) ・第30条の15の2第2項・第3項(準法定事務処理者への本人確認情報の提供等) ・第30条の44の7第2項・第3項(準法定事務処理者への附票本人確認情報の提供等)
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	—
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	企画総務部市町村課
②所属長の役職名	市町村課長
8. 他の評価実施機関	
—	

(別添1) 事務の内容

(1) 本人確認情報の管理及び提供等に関する事務



(備考)

1. 本人確認情報の更新に関する事務

- 1-①.市町村において受け付けた住民の異動に関する情報を、市町村CSを通じて都道府県サーバに通知する。
- 1-②.都道府県サーバにおいて、市町村より受領した本人確認情報を元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新する。
- 1-③.機構に対し、住基ネットを介して、本人確認情報の更新を通知する。

2. 徳島県その他の執行機関への情報提供又は他部署への移転

- 2-①.徳島県その他の執行機関又は他部署において、個人番号又は4情報等をキーワードとした本人確認情報の照会を行う。
- 2-②.徳島県知事において、提示されたキーワードを元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、照会元に対し、当該個人の本人確認情報を提供又は移転する。

※検索対象者が他都道府県の場合は全国サーバに対しての検索の要求を行う。

※徳島県その他の執行機関又は他部署に対し、住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報を一括して提供する場合（一括提供の方式（注1）により行う場合）には、徳島県その他の執行機関又は他部署において、都道府県サーバの代表端末又は業務端末を操作し、媒体連携により行う。

（注1）徳島県その他の執行機関又は他部署においてファイル化された本人確認情報照会対象者の情報（検索条件のリスト）

を元に都道府県サーバに照会し、照会結果ファイルを提供する方式を指す。

3. 本人確認情報の開示に関する事務

- 3-①.住民より本人確認情報の開示請求を受け付ける。（※特定個人情報を含まない。）
- 3-②.開示請求者（住民）に対し、都道府県知事保存本人確認情報ファイルに記録された当該個人の本人確認情報を開示する。

4. 機構への情報照会に係る事務

- 4-①.機構に対し、個人番号又は4情報等をキーワードとした本人確認情報の照会を行う。
- 4-②.機構より、当該個人の本人確認情報を受領する。

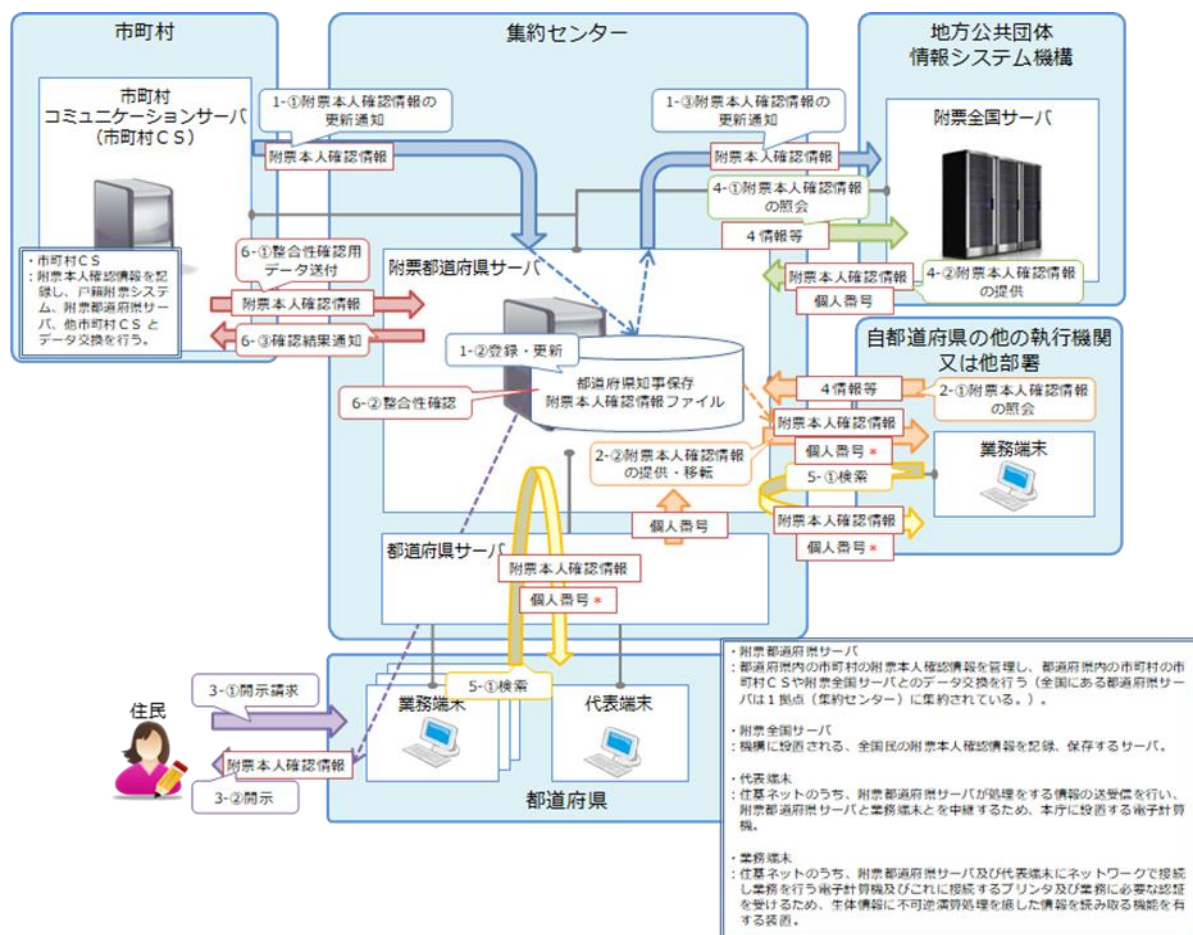
5. 本人確認情報検索に関する事務

- 5-①.4情報の組み合わせを検索キーに、都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索する。

6. 本人確認情報整合

- 6-①.市町村CSより、都道府県サーバに対し、整合性確認用の本人確認情報を送付する。
- 6-②.都道府県サーバにおいて、市町村CSより受領した整合性確認用の本人確認情報を用いて都道府県知事保存本人確認情報ファイルの整合性確認を行う。
- 6-③.都道府県サーバより、市町村CSに対して整合性確認結果を通知する。

(別添1) 事務の内容



(備考)

1-①.市町村において受け付けた住民の異動に関する情報を、市町村C Sを通じて附票都道府県サーバに通知する。

1-②.附票都道府県サーバにおいて、市町村より受領した附票本人確認情報を元に都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを更新する。

1-③.機構に対し、住民基本台帳ネットワークを介して、附票本人確認情報の更新を通知する。

2. 徳島県の他の執行機関への情報提供又は他部署への移転

2-①.徳島県の他の執行機関又は他部署において、4 情報等をキーワードとした附票本人確認情報の照会を行う。

2-②.徳島県知事において、提示されたキーワードを元に都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを検索し、照会元に対し、当該個人の附票本人確認情報を提供・移転する。

その際、番号法で認められた場合に限り、徳島県の他の執行機関又は他部署からの求めに応じ、附票本人確認情報の提供・移転に併せて当該個人の住民票コードを用いて、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、照会元に提供・移転する場合がある。

※検索対象者が他都道府県の場合は附票全国サーバに対して検索の要求を行う。

※徳島県の他の執行機関又は他部署に対し、附票本人確認情報を一括して提供する場合（一括提供の方式（注1）

により行う場合）には、徳島県の他の執行機関又は他部署において、附票都道府県サーバの代表端末又は業務端末（都道府県サーバと共用する。）を操作し、媒体連携により行う。

（注1）徳島県の他の執行機関又は他部署においてファイル化された附票本人確認情報照会対象者の情報（検索条件のリスト）を元に附票都道府県サーバに照会し、照会結果ファイルを提供する方式を指す。

3. 附票本人確認情報の開示に関する事務

3-①.住民より附票本人確認情報の開示請求を受け付ける。

3-②.開示請求者（住民）に対し、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルに記録された当該個人の附票本人確認情報を開示する。

4. 機構への情報照会に係る事務

4-①.機構に対し、4 情報等をキーワードとした附票本人確認情報の照会を行う。

4-②.機構より、当該個人の附票本人確認情報を受領する。

5. 附票本人確認情報検索に関する事務

5-①.4 情報の組み合わせを検索キーに、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを検索する。

6. 附票本人確認情報整合

6-①.市町村C Sより、附票都道府県サーバに対し、整合性確認用の附票本人確認情報を送付する。

6-②.附票都道府県サーバにおいて、市町村C Sより受領した整合性確認用の附票本人確認情報を用いて都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルの整合性確認を行う。

6-③.附票都道府県サーバより、市町村CSに対して整合性確認結果を通知する。

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	システム用ファイル ☐ システム用ファイル ☐ その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 ☐ 1万人未満 ☐ 1万人以上10万人未満 ☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	徳島県内の住民(徳島県内のいずれかの市町村において、住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す。) ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が消除(死亡による消除を除く。)された者(以下「消除者」という。)を含む。
その必要性	住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(都道府県知事保存本人確認情報ファイル)において徳島県内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する必要がある。
④記録される項目	10項目以上50項目未満 ☐ 10項目未満 ☐ 50項目以上100項目未満 ☐ 10項目以上50項目未満 ☐ 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 ☐ 個人番号 ☐ 個人番号対応符号 ☐ その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 ☐ 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) ☐ 連絡先(電話番号等) ☐ その他住民票関係情報 ・業務関係情報 ☐ 国税関係情報 ☐ 地方税関係情報 ☐ 健康・医療関係情報 ☐ 医療保険関係情報 ☐ 児童福祉・子育て関係情報 ☐ 障害者福祉関係情報 ☐ 生活保護・社会福祉関係情報 ☐ 介護・高齢者福祉関係情報 ☐ 雇用・労働関係情報 ☐ 年金関係情報 ☐ 学校・教育関係情報 ☐ 災害関係情報 ☐ その他 ()
その妥当性	・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 住基ネットを通じて本人確認を行うために必要な情報として、住民票の記載等に係る本人確認情報(個人番号、4情報、住民票コード及びこれらの変更情報)を記録する必要がある。
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年8月4日
⑥事務担当部署	企画総務部市町村課
3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 () ☐ 行政機関・独立行政法人等 () ☒ 地方公共団体・地方独立行政法人 (市町村) ☐ 民間事業者 ()

[illegible]

①委託内容		全国の都道府県サーバを1拠点(集約センター)に集約したことに伴い、都道府県サーバの運用及び監視に関する業務を、集約センター運用者に委託する。委託する業務は、直接本人確認情報に関わらない(直接本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない。)業務を対象とする。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上	
	その妥当性	本特定個人情報ファイル(都道府県知事保存本人確認情報ファイル)が保存される都道府県サーバの運用及び監視業務を委託することによる。なお、「①委託内容」のとおり、委託事項は、直接本人確認情報に関わらない事務を対象としているため、委託先においては、特定個人情報ファイルに記録された情報そのものを扱う事務は実施しない。	
③委託先における取扱者数		[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()	
⑤委託先名の確認方法		徳島県情報公開条例に基づく公開請求	
⑥委託先名		地方公共団体情報システム機構(機構)	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法	書面による承諾	
	⑨再委託事項	都道府県サーバの運用及び監視に関する業務。再委託する業務は、直接本人確認情報に関わらない(直接本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない。)業務を対象とする。	
委託事項2～5			
委託事項6～10			
委託事項11～15			
委託事項16～20			
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)			
提供・移転の有無		[☐] 提供を行っている (3) 件 [☐] 移転を行っている (1) 件 [☐] 行っていない	
提供先1		地方公共団体情報システム機構(機構)	
①法令上の根拠		住基法第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等)	
②提供先における用途		都道府県知事より受領した本人確認情報を元に機構保存本人確認情報ファイルを更新する。	
③提供する情報		住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日	
④提供する情報の対象となる本人の数		[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		「2. ③対象となる本人の範囲」と同上	
		[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線	

⑥提供方法	☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☒ その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)
⑦時期・頻度	市町村長からの通知に基づいて都道府県知事保存本人確認情報ファイルの更新を行った都度、随時。
提供先2～5	
提供先2	徳島県の他の執行機関
①法令上の根拠	住基法第30条の15第2項(本人確認情報の利用)
②提供先における用途	住基法別表第六及び徳島県住民基本台帳法施行条例(平成14年7月29日条例第48号)別表第2に掲げる、徳島県の他の執行機関への情報提供が認められる事務の処理に用いる。
③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 ※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第22条第7項に基づく経過措置である。
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☒ その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)
⑦時期・頻度	徳島県の他の執行機関から要求があった都度、随時。
提供先3	
提供先3	住基法上の住民
①法令上の根拠	住基法第30条の32(自己の本人確認情報の開示)
②提供先における用途	開示された情報を確認し、必要に応じてその内容の全部又は一部の訂正、追加又は削除の申出を行う。
③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☒ 紙 ☐ その他 ()
⑦時期・頻度	開示請求があった都度、随時
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	

移転先1		徳島県の他部署（消防保安課、職員厚生課など）	
①法令上の根拠		住基法第30条の15第1項（本人確認情報の利用）	
②移転先における用途		住基法別表第五及び徳島県住民基本台帳法施行条例（平成14年7月29日条例第48号）別表第1に掲げる、都道府県知事において都道府県知事保存本人確認情報の利用が認められた事務の処理に用いる。	
③移転する情報		住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 ※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年5月31日法律第28号）第22条第7項に基づく経過措置である。	
④移転する情報の対象となる本人の数		[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲		「2. ③対象となる本人の範囲」と同上	
⑥移転方法		[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 （住民基本台帳ネットワークシステム）	
⑦時期・頻度		徳島県の他部署からの検索要求があった都度、随時。	
移転先2～5			
移転先6～10			
移転先11～15			
移転先16～20			
6. 特定個人情報の保管・消去			
①保管場所 ※		・セキュリティゲートにて入退館管理をしている都道府県サーバの集約センターにおいて、施錠管理及び入退室管理（監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定・管理）を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。サーバへのアクセスはIDと生体認証（又はパスワード）による認証が必要となる。 ・徳島県においては、端末を施錠管理された部屋で保管しており、担当者以外は入室できない。また、利用時の入退室以外は常時施錠している。	
②保管期間	期間	[20年以上] <選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない	
	その妥当性	・住民票の記載の修正後の本人確認情報は、新たに記載の修正の通知を受けるまで保管する。 ・住民票の記載の修正前の本人確認情報（履歴情報）及び削除者の本人確認情報は、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「施行令」という。）第30条の6（都道府県における本人確認情報の保存期間）に定める期間（最長150年間）保管する。	
③消去方法		都道府県知事保存本人確認情報ファイルに記録されたデータをシステムにて自動判別し消去する。	
7. 備考			
—			

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

(2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル

2. 基本情報

①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル]	＜選択肢＞ 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	徳島県内のいずれかの市町村において、住基法第16条(戸籍の附票の作成)に基づき戸籍の附票に記録された者。 ※削除者を含む。	
	その必要性	本特定個人情報ファイル(都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル)において徳島県内の戸籍の附票に記録された全ての者の情報を保有し、その記録を常に正確に更新・管理・提供・移転する必要があるため。
④記録される項目	[10項目以上50項目未満]	＜選択肢＞ 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
	主な記録項目 ※	・識別情報 [☐] 個人番号 [☐] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☐] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [☐] 連絡先(電話番号等) [☐] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [☐] 国税関係情報 [☐] 地方税関係情報 [☐] 健康・医療関係情報 [☐] 医療保険関係情報 [☐] 児童福祉・子育て関係情報 [☐] 障害者福祉関係情報 [☐] 生活保護・社会福祉関係情報 [☐] 介護・高齢者福祉関係情報 [☐] 雇用・労働関係情報 [☐] 年金関係情報 [☐] 学校・教育関係情報 [☐] 災害関係情報 [☐] その他 (その他戸籍の附票関係情報(戸籍の表示に係る情報は含まない。))
	その妥当性	・4情報、その他戸籍の附票関係情報(戸籍の表示に係る情報は含まない。) 法令に基づき戸籍の附票に記録された者に関する記録を正確に行う上で、戸籍の附票の記載等に係る附票本人確認情報(4情報、住民票コード及びこれらの変更情報)を記録する必要がある。なお、別添2に記載のとおり、記録項目には戸籍の表示に係る情報(本籍及び筆頭者の氏名)は含まない。 ・個人番号 国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に限り、徳島県の他の執行機関等からの求めに応じ、当該個人の住民票コードを用いて、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、附票都道府県サーバに連携する場合がある。提供又は移転後、個人番号は、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルに保有することはない。
	全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	令和6年5月27日	
⑥事務担当部署	企画総務部市町村課	
3. 特定個人情報の入手・使用		
	[☐] 本人又は本人の代理人 [☐] 評価実施機関内の他部署 ()	

①入手元 ※		☐ 行政機関・独立行政法人等 () ☒ 地方公共団体・地方独立行政法人 (市町村) ☐ 民間事業者 () ☒ その他 (都道府県サーバ(※入手には該当しないが、都道府県サーバから個人番号を抽出する場合がある))
②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☒ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 ()
③入手の時期・頻度		戸籍の附票において、附票本人確認情報の変更又は新規作成(出生等)が発生した都度入手する。 ※番号法別表に掲げる事務につき、徳島県の他の執行機関等から国外転出者に係るものに関し求めがあった場合、個人番号をその都度抽出する場合がある。
④入手に係る妥当性		法令に基づき、住民の利便の増進と国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため、国外転出者に係る本人確認を行う上で、市町村の戸籍の附票の記載事項に変更が生じた都度、当該市町村を通じて入手し、機構に通知する必要がある。 また、入手の手段として、法令に基づき構築された専用回線である、住基ネット(※※)を用いることで、入手に係るリスクを軽減している。 ※なお、住基法第30条の44の6第3項に基づき、都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。)を利用し、第30条の15第1項又は第2項の規定による事務について個人番号を提供することができるとされている。 ※※附票連携システムは、住基ネットを利用して構築されている。住基ネットは、保有情報・利用の制限、内部の不正利用の防止、外部からの侵入防止など、セキュリティ確保のための様々な措置が講じられており、平成14年8月5日の稼働後、住基ネットへのハッキングや情報漏えいなどの事件や障害は一度も発生していない。
⑤本人への明示		都道府県知事が当該市町村の区域内における附票本人確認情報を入手することについて、住基法第30条の41(市町村長から都道府県知事への附票本人確認情報の通知等)に明示されている。 ※都道府県知事が国外転出者に係る個人番号を抽出する場合があることについて、住基法第30条の44の6第3項に明示されている。
⑥使用目的 ※		本特定個人情報ファイル(都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル)において徳島県内の戸籍の附票に記録された全ての者の情報を保有し、その記録を常に正確に更新・管理・提供・移転する。 ※番号法別表に掲げる事務につき、徳島県の他の執行機関等から国外転出者に係るものに関し求めがあった場合、個人番号をその都度抽出し、第30条の15第1項又は第2項の規定による事務について提供する場合がある。
変更の妥当性		—
⑦使用の主体	使用部署 ※	企画総務部市町村課
	使用者数	10人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※		・徳島県の他の執行機関又は他部署からの附票本人確認情報の照会要求を受け(徳島県の他の執行機関又は他部署→附票都道府県サーバ)、照会のあった住民票コード又は4情報の組合せを元に都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを検索し、該当する個人の附票本人確認情報を照会元へ提供・移転する(附票都道府県サーバ→徳島県の他の執行機関又は他部署)。 ※その際、番号法で認められた場合に限り、附票本人確認情報の提供に併せて、当該個人の住民票コードを用いて都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、照会元に提供・移転す

		る場合がある。
情報の突合 ※		・都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルの住民票コードと都道府県知事保存本人確認情報ファイルの個人番号を突合する。
情報の統計分析 ※		該当なし。
権利利益に影響を与え得る決定 ※		該当なし。
⑨使用開始日		令和6年5月27日
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		☐ 委託する ☐ 委託しない () 件
委託事項1		附票都道府県サーバの運用及び監視に関する業務
①委託内容		全国の都道府県サーバを1拠点(集約センター)に集約することとしたことに伴い、都道府県サーバと同様に附票都道府県サーバの運用及び監視に関する業務を、集約センター運用者に委託する。委託する業務は、直接附票本人確認情報に係わらない(直接附票本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない。)業務を対象とする。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		☐ 特定個人情報ファイルの全体 ☐ 1) 特定個人情報ファイルの全体 ☐ 2) 特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の数		☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 1) 1万人未満 ☐ 2) 1万人以上10万人未満 ☐ 3) 10万人以上100万人未満 ☐ 4) 100万人以上1,000万人未満 ☐ 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲 ※		「2. ③対象となる本人の範囲」と同上
その妥当性		本特定個人情報ファイル(都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル)が保存される附票都道府県サーバの運用及び監視業務を委託することによる。 なお、「①委託内容」の通り、委託事項は、直接附票本人確認情報に係わらない事務を対象としているため、委託先においては、特定個人情報ファイルに記録された情報そのものを扱う事務は実施しない。
③委託先における取扱者数		☐ 10人未満 ☐ 1) 10人未満 ☐ 2) 10人以上50人未満 ☐ 3) 50人以上100人未満 ☐ 4) 100人以上500人未満 ☐ 5) 500人以上1,000人未満 ☐ 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		☒ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()
⑤委託先名の確認方法		徳島県情報公開条例に基づく公開請求
⑥委託先名		地方公共団体情報システム機構(機構)
再委託	⑦再委託の有無 ※	☐ 再委託する ☐ 再委託しない ☐ 1) 再委託する ☐ 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	書面による承諾
	⑨再委託事項	附票都道府県サーバの運用及び監視に関する業務。再委託する業務は、直接附票本人確認情報に係わらない(直接附票本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない。)業務を対象とする。
委託事項2～5		

委託事項6～10	
委託事項11～15	
委託事項16～20	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	☐ 提供を行っている (1) 件 ☐ 移転を行っている (1) 件 ☐ 行っていない
提供先1	徳島県の他の執行機関
①法令上の根拠	住基法第30条の15第2項(本人確認情報の利用) 住基法第30条の44の6第3項(都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。))の利用)
②提供先における用途	住基法別表第六及び徳島県住民基本台帳法施行条例(平成14年7月29日条例第48号)別表第2に掲げる、徳島県の他の執行機関への情報提供が認められる事務の処理に用いる。
③提供する情報	住民票コード、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号(番号法に基づく徳島県の他の執行機関からの求めがあった場合に限る。) ※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第22条第7項に基づく経過措置である。
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☒ その他 (住民基本台帳ネットワークシステム) ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	徳島県の他の執行機関から要求があった都度、随時。
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	徳島県の他部署(消防保安課、職員厚生課など)
①法令上の根拠	住基法第30条の15第1項(本人確認情報の利用) 住基法第30条の44の6第3項(都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。))の利用)
②移転先における用途	住基法別表第五及び徳島県住民基本台帳法施行条例(平成14年7月29日条例第48号)別表第1に掲げる、都道府県知事において都道府県知事保存本人確認情報の利用が認められた事務の処理に用いる。
③移転する情報	住民票コード、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号(番号法に基づく徳島県の他部署からの求めがあった場合に限る。) ※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第22条第7項に基づく経過措置である。
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上

⑤移転する情報の対象となる本人の範囲		「2. ③対象となる本人の範囲」と同上					
⑥移転方法		☐ 庁内連携システム		☐ 専用線			
		☐ 電子メール		☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)			
		☒ フラッシュメモリ		☐ 紙			
		☒ その他（住民基本台帳ネットワークシステム）					
⑦時期・頻度		徳島県の他部署からの検索要求があった都度、随時。					
移転先2～5							
移転先6～10							
移転先11～15							
移転先16～20							
6. 特定個人情報の保管・消去							
①保管場所 ※		・セキュリティゲートにて入退館管理をしている附票都道府県サーバの集約センターにおいて、施錠管理及び入退室管理(監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定・管理)を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。サーバへのアクセスはIDと生体認証(又はパスワード)による認証が必要となる。 ・徳島県においては、端末を施錠管理された部屋で保管しており、担当者以外は入室できない。また、利用時の入退室以外は常時施錠している。					
②保管期間	期間	＜選択肢＞ [1年未満] 1) 1年未満 4) 3年 7) 6年以上10年未満 10) 定められていない 2) 1年 5) 4年 8) 10年以上20年未満 3) 2年 6) 5年 9) 20年以上					
	その妥当性	附票本人確認情報の提供に併せて提供される個人番号は、徳島県の他の執行機関又は他部署からの求めにより提供・移転された後は、障害発生等により提供・移転先で情報を受領できなかった場合に備えて、一時的に保存されるのみである。					
③消去方法		一時的な保存後にシステムにて自動判別し消去する。					
7. 備考							
—							

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル

1. 住民票コード
2. 漢字氏名
3. 外字数(氏名)
4. ふりがな氏名
5. 生年月日
6. 性別
7. 住所
8. 外字数(住所)
9. 個人番号
10. 異動事由
11. 異動年月日
12. 保存期間フラグ
13. 清音化かな氏名
14. 市町村コード
15. 大字・字コード
16. 操作者ID
17. 操作端末ID
18. タイムスタンプ
19. 通知を受けた年月日
20. 外字フラグ
21. 削除フラグ
22. 更新順番号
23. 氏名外字変更連番
24. 住所外字変更連番
25. 旧氏 漢字、
26. 旧氏 外字数
27. 旧氏 ふりがな
28. 旧氏 外字変更連番

(2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル

ア 附票本人確認情報

1. 住民票コード
2. 氏名 漢字
3. 氏名 外字数
4. 氏名 ふりがな
5. 生年月日
6. 性別
7. 住所 市町村コード
8. 住所 漢字
9. 住所 外字数
10. 最終住所 漢字
11. 最終住所 外字数
12. 異動年月日
13. 旧住民票コード
14. 附票管理市町村コード
15. 附票本人確認情報状態区分
16. 外字フラグ
17. 外字パターン
18. 通知区分

イ その他

1. 個人番号(※国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に限り、徳島県の他の執行機関又は他部署からの求めに応じ、当該個人の住民票コードを用いて、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、提供・移転する場合がある。)

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名

(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）

リスク1： 目的外の入手が行われるリスク

対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	都道府県知事保存本人確認情報ファイルにおける特定個人情報の入手手段は、市町村CSからの本人確認情報更新要求の際に通知される本人確認情報に限定される。この場合、市町村CSから対象者以外の情報が通知されてしまうことがリスクとして想定されるが、制度上、対象者の真正性の担保は市町村側の確認に委ねられるため、市町村において厳格な審査が行われることが前提となる。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	法令により市町村から通知を受けることとされている情報のみを入手できることを、システム上で担保する。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	本人確認情報の入手元を市町村CSに限定する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク

入手の際の本人確認の措置の内容	住所の異動情報の届出等を受け付ける市町村の窓口において、対面で身分証明書（個人番号カード等）の提示を受け、本人確認を行う。
個人番号の真正性確認の措置の内容	市町村において真正性が確認された情報を市町村CSを通じて入手できることを、システム上で担保する。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	システム上、本人確認情報更新の際に、論理チェックを行う（例えば、現存する住民に対して転入を異動事由とする更新が行われようとした場合や、転居を異動事由とする更新の際に住所以外の更新が行われようとした場合に当該処理をエラーとする。）仕組みとする。 また、入手元である市町村CSにおいて、項目（フォーマット、コード）のチェックを実施する。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク

リスクに対する措置の内容	・機構が作成・配付する専用のアプリケーション（※）を用いることにより、入手の際の特定個人情報の漏えい・紛失の防止に努める。 ・市町村CSと接続するネットワーク回線に専用回線を用いる、情報の暗号化を実施する、操作者の認証を行う等の措置を講じる。 ・特定個人情報の入手は、システム上自動処理にて行われるため、操作者は存在せず人為的なアクセスが行われることはない。 （※）都道府県サーバ上で稼動するアプリケーション。 都道府県内の市町村の住民の本人確認情報を管理し、市町村CSや全国サーバとのデータ交換を行う。データの安全保護対策、不正アクセスの防止策には、最新の認証技術や暗号化技術を採用し、データの盗聴、改ざん、破壊及び盗難、端末の不正利用及びなりすまし等を防止する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		
3. 特定個人情報の使用		
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク		
宛名システム等における措置の内容	都道府県サーバと宛名管理システム間の接続は行わない。	
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	庁内システムと都道府県サーバとの接続は行わない。 都道府県サーバは、集約センター内において、附票都道府県サーバと接続する。 なお、都道府県サーバと附票都道府県サーバのシステム間のアクセスは、以下の場合の処理に限られるよう、システムにより制限する。 (1) 都道府県サーバ⇒附票都道府県サーバへのアクセス 番号法で認められた場合に限り、徳島県などの執行機関又は他部署等からの求めに応じ、国外転出者に係る個人番号を連携する場合。 (2) 附票都道府県サーバ⇒都道府県サーバへのアクセス 国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に限り、徳島県などの執行機関又は他部署等からの求めに応じ、個人番号を入手する場合(目的を超えた紐付けが行われないよう、個人番号は附票本人確認情報DBとは別の一時保存領域で処理する。))。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	生体認証(静脈)による操作者認証を行う。	
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・アクセス権限は各年度ごとに付与し、退職した元職員や異動した職員の失効管理を適切に行う。 ・アクセス権限の発行・失効等を管理簿へ記録する。 ・記録した管理簿について、発行・失効管理が適切に行われていることを、年1回以上の定期的な棚卸しにより確認し、その記録を残す。	
アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・ID管理簿及びシステムが提供する照会機能を使用して、操作者の権限等に応じたアクセス権限が付与されるよう管理する。 ・不正アクセスを分析するために、都道府県サーバの検索サブシステムにおいて、代表端末及び業務端末におけるアプリケーションの操作履歴の記録を取得し、保管する。	
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・本人確認情報を扱うシステムの操作履歴(アクセスログ・操作ログ)を記録する。 ・システム操作者は、業務端末の使用に当たっては業務端末使用簿に利用日時、所属、氏名、利用事由、処理件数等を記載する。 ・システム管理者は、2月に1度以上の割合で操作履歴を確認し、操作履歴確認記録簿に結果を記録する。 ・バックアップされた操作履歴は7年間、安全な場所に施錠保管する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3： 従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容	・システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。 ・システムを利用している所属に対し調査を実施し、業務上必要のない検索又は抽出が行われていないことを確認する。 ・システム利用職員への研修会において、事務外利用の禁止等について指導する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4： 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク		
リスクに対する措置の内容	・システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。 ・検索結果の帳票出力にあたっては、出力日時・使用目的・検索者等の記録を残す。 ・定期的運用に基づくバックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・委託先に対して指導する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。 ・スクリーンセーバを利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない。 ・都道府県サーバの代表端末及び業務端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。 ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめる。 ・本人確認情報を出力する場合は、帳票管理簿にその記録を残す。 ・本人確認情報の開示・訂正の請求に対し、適切に対応する。 ・本人確認情報の提供状況の開示請求に対し、適切に対応する。		
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	・平成24年6月12日、都道府県サーバの運用及び監視に関する業務については、住民基本台帳ネットワークシステム推進協議会(47都道府県が構成員)において、都道府県サーバ集約化の実施および集約化された都道府県サーバの運用及び監視に関する業務を機構の前身である財団法人地方自治情報センターへ委託することを議決している。 ・委託先である機構は、地方公共団体情報システム機構法(平成25年法律第29号)に基づき平成26年4月1日に設立された組織であり、住基法に基づき住民基本台帳ネットワークシステムの運用を行っている実績がある。 ・こうしたことから、委託先として社会的信用と特定個人情報の保護を継続的に履行する能力があると認められるとともに、個人情報について適切な保護措置を講ずる体制を整備している事業者であることを示すプライバシーマークの付与を受けており、情報保護管理体制は十分である。	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している]	<選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	・委託業務に従事する者に対して都道府県知事保存本人確認情報へアクセスする権限を付与しない。 ・都道府県サーバの運用及び監視に関する業務に関して、委託先である機構には、特定個人情報ファイルの閲覧/更新権限を与えていない。 ・委託先(再委託先を含む。)には、本人確認情報の更新及び本人確認情報の整合性確認業務のため特定個人情報ファイルを提供することが想定されるが、その場合はシステムで自動的に暗号化を行った上で提供することとしており、システム設計上、特定個人情報にアクセスできず、閲覧/更新もできない。 ・委託先(再委託先を含む。)は、災害等におけるデータの損失等に対する対策のため、日次で特定個人情報ファイルをバックアップすることが想定されるが、バックアップのために特定個人情報ファイルを媒体に格納する場合は、システムで自動的に暗号化を行うこととしており、システム設計上特定個人情報にアクセスできず閲覧/更新もできない。	

特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している]	＜選択肢＞ 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 ・操作履歴を確認し、不正な使用がないことを確認する。	
特定個人情報の提供ルール	[定めている]	＜選択肢＞ 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	・契約書等において、個人情報についての守秘義務を課し、業務に関して知りえた個人情報を第三者に提供することを禁止している。 ・必要に応じ、個人情報の取扱状況について適時調査を可能とする。 ・委託先である機構に対し、特定個人情報の目的外利用及び提供は認めないことを契約書上明記している。 ・委託先である機構は、日次、月次、年次で目的外利用及び提供についてのチェックを含むセキュリティチェックを行い、委託元である徳島県は、チェックリストの結果について、機構より、月次で書面により、都道府県サーバ集約センターの運用監視等に係るセキュリティチェック確認結果報告を受けている。	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	・委託先(再委託先を含む。)に送付する特定個人情報ファイルは暗号化されているため、委託先(再委託先を含む。)がファイル内の特定個人情報にアクセスしないシステム設計としている。	
特定個人情報の消去ルール	[定めている]	＜選択肢＞ 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・契約書等において、委託先の事業者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、契約の終了後直ちに返還し、又は引き渡すものとしている。ただし、指示したときはその指示に従うものとする。 ・委託契約上、委託先である機構に提供された特定個人情報ファイルについては、施行令第30条の6に規定された本人確認情報の保存期間(150年間)が過ぎた際に、システムにて自動判別し消去することを規定している。 ・バックアップ媒体については、「運用設計書」において、「媒体が破損や耐用年数、耐用回数を超過したとき、管理簿に理由を明記し、媒体は引き続きデータ保管庫に格納」することになっているが、委託契約上、委託先である機構に提供された特定個人情報ファイルについては、契約完了時に返還または廃棄することを規定する。 ・委託契約の報告条項に基づき、月次の完了届において、特定個人情報の取扱いについて書面にて報告を受ける。また、必要があれば、当県職員又は監査法人などの第三者が現地調査し、適正に運用されているか確認する。	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	＜選択肢＞ 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	契約書において以下の項目について規定する。 ・秘密保持義務 ・事業所内からの特定個人情報の持ち出しの禁止 ・特定個人情報の目的外利用及び提供の禁止 ・特定個人情報の複写又は複製の禁止 ・原則再委託の禁止(再委託する場合は、書面による承諾が必要) ・従業者に対する監督・教育 ・特定個人情報が記録された資料の返還・廃棄	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	・再委託先に対して秘密保持義務を課すことを義務づけている。 ・再委託する業務は直接本人確認情報に関わらない業務を対象とする。 ・端末設置室での現地作業は職員の立ち会いの下作業を行う。 ・作業日報及び作業者名簿に基づき入退室者の管理を行う。	
その他の措置の内容	—	

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [] 提供・移転しない		
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・都道府県知事保存本人確認情報の提供・移転を行う際は、提供・移転の記録（提供・移転日時、操作者等）をシステム上で管理し、7年間保存する。 ・業務端末を使用し、本人確認情報の照会を行うときは、業務端末使用簿に利用日時、照会者の所属、氏名等を記載するとともに、照会結果を印刷したときは帳票管理簿に出力した帳票の種類、枚数等を記載する。また、代表端末の一括取得機能により都道府県知事保存本人確認情報を記録した電子媒体を作成したときは記録媒体管理台帳に記録する。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	住基法、行政手続における個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）及び徳島県住民基本台帳法施行条例（平成14年7月29日条例第48号）において定められた事項についてのみ行う。なお、「徳島県住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ要綱」に基づき、操作者に付与する権限の範囲は、該当者がその業務を行うために必要な範囲に限っており、権限のない者はアクセスできない仕組みとする。また、操作実績については、業務端末使用簿に利用日時、照会者の所属、氏名等を記載することにより確認するものとする。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	連携手段として通信の記録が逐一保存され、また、連携するデータが暗号化される仕組みが確立した住民基本台帳ネットワークシステムを用いることにより、不適切な方法による特定個人情報の提供を防止する。 なお、全国サーバと都道府県サーバの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保されている。また、徳島県の他の執行機関への提供及び他部署への移転のため、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築している。なお、提供先・移転先における特定個人情報の用途については、住基法等で制限されている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	・誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供することを担保する。 ・誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 相手方（全国サーバ）と都道府県サーバの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

[○] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)

リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である]

リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である

リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である

リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である]

リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である]

リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である]

リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である]

--

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	・都道府県サーバの集約センターにおいて、監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定し、管理するとともに、サーバ設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理する。 ・徳島県においては、端末設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理する。一部の業務端末は執務室内に設置されるが、ディスプレイに表示される本人確認情報が来庁者から見えない位置に設置し、職員の退庁時に執務室は施錠する。
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	・ウイルス対策ソフトの定期的パターン更新を行う。 ・庁内のネットワークにおいて、ファイアウォールを導入している。 ・都道府県サーバの集約センターにおいて、ファイアウォールを導入し、ログの解析を行う。
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
	その内容	—
	再発防止策の内容	—
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
	具体的な保管方法	生存する個人の個人番号とともに、死亡による消除後、施行令第30条の6(都道府県における本人確認情報の保存期間)に定める期間(150年)保管する。
その他の措置の内容		—
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容		市町村において住民基本台帳に関する届出等により本人確認情報の変更があった場合には住基ネットを通じて都道府県サーバ内の都道府県知事保存本人確認情報の更新が行われる仕組みとなっているため、古い情報のまま保管されることはない。 また、市町村CSとの整合処理を定期的の実施し、保存する本人確認情報が最新であるかどうかを確認する。
リスクへの対策は十分か		[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3： 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容 ・修正前の本人確認情報(履歴情報)及び消除者の本人確認情報は施行令第30条の6に定める保存期間を経過した後に系統的に消去する。 ・磁気ディスク(代表端末及び業務端末の内蔵磁気ディスクを含む)の廃棄時は、専用ソフトを使用したデータ消去又は物理的破壊など情報を復元できないよう措置し、記録媒体管理台帳にその記録を残す。また、廃棄を外部委託する際は委託業者廃棄証明書を提出させる。 ・帳票は、帳票管理簿等を作成し、受渡し、保管及び廃棄の運用が適切になされていることを適時確認するとともに、その記録を残す。廃棄時には、帳票の記載内容が判読できないよう、裁断・溶解等により処理を行い、帳票管理簿等にその記録を残す。	
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名		
(2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク		
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	都道府県知事保存本人附票確認情報ファイルにおける特定個人情報の入手手段は、市町村CSからの附票本人確認情報更新要求の際に通知される附票本人確認情報に限定される。この場合、市町村CSから対象者以外の情報が通知されてしまうことがリスクとして想定されるが、制度上、対象者の真正性の担保は市町村側の確認に委ねられるため、市町村において厳格な審査が行われることが前提となる。	
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	法令により市町村から通知を受けることとされている情報のみを入手できることを、システム上で担保する。 また、対象者の個人番号以外の個人情報は入手できないことを、システムにより担保する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	附票本人確認情報の入手元を市町村CSに限定する。 また、国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に限り、徳島県の他の執行機関又は他部署等からの求めに応じ、個人番号を入手することを、システムにより担保する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク		
入手の際の本人確認の措置の内容	住所の異動情報の届出等を受け付ける市町村の窓口において、対面で身分証明書(個人番号カード等)の提示を受け、本人確認を行う。 個人番号については、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから入手するため、該当なし。	
個人番号の真正性確認の措置の内容	市町村において真正性が確認された情報を市町村CSを通じて入手できることを、システム上で担保する。 また、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルに保存される段階で真正性が担保されている。	
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	システム上、附票本人確認情報更新の際に、論理チェックを行う(例えば、既に削除されている者に対して、削除を要求する通知があった場合に当該処理をエラーとする。)仕組みとする。 また、入手元である市町村CSにおいて、項目(フォーマット、コード)のチェックを実施する。 個人番号については、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルに保存される段階で正確性が確保されている。	
その他の措置の内容	システムでは対応できない事象が発生した際に、附票本人確認情報の正確性を維持するため、要領・手順書等に基づいて附票本人確認情報の入力、削除及び訂正が行われていることを定期的に確認する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク		

リスクに対する措置の内容	・機構が作成・配付する専用のアプリケーション(※)を用いることにより、入手の際の特定個人情報の漏えい・紛失の防止に努める。 ・市町村CSと接続するネットワーク回線に専用回線を用いる、情報の暗号化を実施する等の措置を講じる。 ・特定個人情報の入手は、システム上自動処理にて行われるため、操作者は存在せず人為的なアクセスが行われることはない。 ※附票都道府県サーバ上で移動するアプリケーション。 都道府県内の市町村の住民の附票本人確認情報を管理し、市町村CSや附票全国サーバとのデータ交換を行う。 データの安全保護対策、不正アクセスの防止策には、最新の認証技術や暗号化技術を採用し、データの盗聴、改ざん、破壊及び盗難、端末の不正利用及びなりすまし等を防止する。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
—			
3. 特定個人情報の使用			
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク			
宛名システム等における措置の内容	附票都道府県サーバと宛名管理システム間の接続は行わない。		
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	庁内システムと都道府県サーバとの接続は行わない。 附票都道府県サーバは、集約センター内において、都道府県サーバと接続する。 なお、附票都道府県サーバと都道府県サーバのシステム間のアクセスは、以下の場合の処理に限られるよう、システムにより制限する。 (1) 附票都道府県サーバ⇒都道府県サーバへのアクセス 国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に限り、徳島県の他の執行機関又は他部署等からの求めに応じ、個人番号を入手する場合(目的を超えた紐づけが行われないよう、個人番号は附票本人確認情報DBとは別の一時保存領域で処理する。))。 (2) 都道府県サーバ⇒附票都道府県サーバへのアクセス 番号法で認められた場合に限り、徳島県の他の執行機関又は他部署等からの求めに応じ、国外転出者に係る個人番号を連携する場合。		
その他の措置の内容	—		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク			
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない
具体的な管理方法	生体認証(静脈)による操作者認証を行う。		
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない
具体的な管理方法	・アクセス権限は各年度ごとに付与し、退職した元職員や異動した職員の失効管理を適切に行う。 ・アクセス権限の発行・失効等を管理簿へ記録する。 ・記録した管理簿について、発行・失効管理が適切に行われていることを、年1回以上の定期的な棚卸しにより確認し、その記録を残す。		

アクセス権限の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない	
具体的な管理方法	・ID管理簿及びシステムが提供する照会機能を使用して、操作者の権限等に応じたアクセス権限が付与されるよう管理する。 ・不正アクセスを分析するために、附票都道府県サーバの検索サブシステムにおいて、代表端末及び業務端末(都道府県サーバと共用する。)におけるアプリケーションの操作履歴の記録を取得し、保管する。	
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない	
具体的な方法	・附票本人確認情報を扱うシステムの操作履歴(アクセスログ・操作ログ)を記録する。 ・システム操作者は、業務端末の使用に当たっては業務端末使用簿に利用日時、所属、氏名、利用事由、処理件数等を記載する。 ・システム管理者は、2月に1度以上の割合で操作履歴を確認し、操作履歴確認記録簿に結果を記録する。 ・バックアップされた操作履歴は7年間、安全な場所に施錠保管する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容	・システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。 ・システムを利用している所属に対し調査を実施し、業務上必要のない検索又は抽出が行われていないことを確認する。 ・システム利用職員への研修会において、事務外利用の禁止等について指導する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク		
リスクに対する措置の内容	・システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。 ・検索結果の帳票出力にあたっては、出力日時・使用目的・検索者等の記録を残す。 ・定期的運用に基づくバックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・委託先に対して指導する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。 ・スクリーンセーバを利用して、長時間にわたり附票本人確認情報を表示させない。 ・附票都道府県サーバの代表端末及び業務端末(都道府県サーバと共有する。)のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。 ・附票本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめる。 ・附票本人確認情報を出力する場合は、帳票管理簿にその記録を残す。		
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		

情報保護管理体制の確認	・平成24年6月12日、住民基本台帳ネットワークシステム推進協議会(47都道府県が構成員)において、都道府県サーバ集約化の実施および集約化された都道府県サーバの運用及び監視に関する業務を機構の前身である財団法人地方自治情報センターへ委託することを議決している。 ・委託先である機構は、地方公共団体情報システム機構法(平成25年法律第29号)に基づき平成26年4月1日に設立された組織であり、住基法に基づき住民基本台帳ネットワークシステムの運用を行っている実績がある。 ・こうしたことから、委託先として社会的信用と特定個人情報の保護を継続的に履行する能力があると認められるとともに、個人情報について適切な保護措置を講ずる体制を整備している事業者であることを示すプライバシーマークの付与を受けており、情報保護管理体制は十分である。
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している] <選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	・委託業務に従事する者に対して都道府県知事保存附票本人確認情報へアクセスする権限を付与しない。 ・附票都道府県サーバの運用及び監視に関する業務に関して、委託先である機構には、特定個人情報ファイルの閲覧/更新権限を与えていない。 ・委託先(再委託先を含む。)には、附票本人確認情報の更新及び附票本人確認情報の整合性確認業務のため特定個人情報ファイルを提供することが想定されるが、その場合はシステムで自動的に暗号化を行った上で提供することとしており、システム設計上、特定個人情報にアクセスできず、閲覧/更新もできない。 ・委託先(再委託先を含む。)は、災害等におけるデータの損失等に対する対策のため、日次で特定個人情報ファイルをバックアップすることが想定されるが、バックアップのために特定個人情報ファイルを媒体に格納する場合は、システムで自動的に暗号化を行うこととしており、システム設計上特定個人情報にアクセスできず閲覧/更新もできない。
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 ・操作履歴を確認し、不正な使用がないことを確認する。
特定個人情報の提供ルール	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	・契約書等において、個人情報についての守秘義務を課し、業務に関して知りえた個人情報を第三者に提供することを禁止している。 ・必要に応じ、個人情報の取扱状況について適時調査を可能とする。 ・委託先である機構に対し、特定個人情報の目的外利用及び提供は認めないことを契約書上明記している。 ・委託先である機構は、日次、月次、年次で目的外利用及び提供についてのチェックを含むセキュリティチェックを行い、委託元である徳島県は、チェックリストの結果について、機構より、月次で書面により、附票都道府県サーバ集約センターの運用監視等に係るセキュリティチェック確認結果報告を受けている。
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	・委託先(再委託先を含む。)に送付する特定個人情報ファイルは暗号化されているため、委託先(再委託先を含む。)がファイル内の特定個人情報にアクセスしないシステム設計としている。

特定個人情報の消去ルール		[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
	ルールの内容及び ルール遵守の確認方法	・契約書等において、委託先の事業者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、契約の終了後直ちに返還し、又は引き渡すものとしている。ただし、指示したときはその指示に従うものとする。 ・委託契約上、委託先である機構に提供された特定個人情報ファイルについては、本人確認情報の保存期間が過ぎた際に、システムにて自動判別し消去することを規定している。 ・バックアップ媒体については、「運用設計書」において、「媒体が破損や耐用年数、耐用回数を超過したとき、管理簿に理由を明記し、媒体は引き続きデータ保管庫に格納」することになっているが、委託契約上、委託先である機構に提供された特定個人情報ファイルについては、契約完了時に返還または廃棄することを規定する。 ・委託契約の報告条項に基づき、月次の完了届において、特定個人情報の取扱いについて書面にて報告を受ける。また、必要があれば、当県職員又は監査法人などの第三者が現地調査し、適正に運用されているか確認する。	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定		[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
	規定の内容	契約書において以下の項目について規定する。 ・秘密保持義務 ・事業所内からの特定個人情報の持ち出しの禁止 ・特定個人情報の目的外利用及び提供の禁止 ・特定個人情報の複写又は複製の禁止 ・原則再委託の禁止(再委託する場合は、書面による承諾が必要) ・従業者に対する監督・教育 ・特定個人情報が記録された資料の返還・廃棄	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保		[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
	具体的な方法	・再委託先に対して秘密保持義務を課すことを義務づけている。 ・再委託する業務は直接附票本人確認情報に関わらない業務を対象とする。 ・端末設置室での現地作業は職員の立ち会いの下作業を行う。 ・作業日報及び作業者名簿に基づき入退室者の管理を行う。	
その他の措置の内容		—	
リスクへの対策は十分か		[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
—			
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない	
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転の記録		[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
	具体的な方法	・都道府県知事保存附票本人確認情報の提供・移転を行う際は、提供・移転の記録(提供・移転日時、操作者等)をシステム上で管理し、7年間保存する。 ・業務端末を使用し、附票本人確認情報の照会を行うときは、業務端末使用簿に利用日時、照会者の所属、氏名等を記載するとともに、照会結果を印刷したときは帳票管理簿に出力した帳票の種類、枚数等を記載する。また、代表端末の一括取得機能により都道府県知事保存附票本人確認情報を記録した電子媒体を作成したときは記録媒体管理台帳に記録する。	

特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及び ルール遵守の確認方法	住基法、行政手続における個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)及び徳島県住民基本台帳法施行条例(平成14年7月29日条例第48号)において定められた事項についてのみ行う。なお、「徳島県住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ要綱」に基づき、操作者に付与する権限の範囲は、該当者がその業務を行うために必要な範囲に限っており、権限のない者はアクセスできない仕組みとする。また、操作実績については、業務端末使用簿に利用日時、照会者の所属、氏名等を記載することにより確認するものとする。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	連携手段として通信の記録が逐一保存され、また、連携するデータが暗号化される仕組みが確立した附票連携システムを用いることにより、不適切な方法による特定個人情報の提供を防止する。 なお、附票全国サーバと附票都道府県サーバの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされることがシステム上担保されている。また、徳島県その他の執行機関への提供及び他部署への移転のため、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築している。なお、提供先・移転先における特定個人情報の用途については、住基法等で制限されている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	・誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供することを担保する。 ・誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 附票全国サーバと附票都道府県サーバの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされることがシステム上担保される。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)		
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2：安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク					
リスクに対する措置の内容					
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である		
リスク3：入手した特定個人情報 が不正確であるリスク					
リスクに対する措置の内容					
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である		
リスク4：入手の際に特定個人情報 が漏えい・紛失するリスク					
リスクに対する措置の内容					
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である		
リスク5：不正な提供が行われるリスク					
リスクに対する措置の内容					
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である		
リスク6：不適切な方法で提供されるリスク					
リスクに対する措置の内容					
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である		
リスク7：誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク					
リスクに対する措置の内容					
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である		
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置					
7. 特定個人情報の保管・消去					
リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク					
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 3)十分に遵守していない	2)十分に遵守している 4) 政府機関ではない		
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 3)十分に整備していない	2)十分に整備している		
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 3)十分に整備していない	2)十分に整備している		
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 3)十分に周知していない	2)十分に周知している		
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3)十分に行っていない	2)十分に行っている		
	具体的な対策の内容	・附票都道府県サーバの集約センターにおいて、監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定し、管理するとともに、サーバ設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理する。 ・徳島県においては、端末設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理する。一部の業務端末は執務室内に設置されるが、ディスプレイに表示される附票本人確認情報が来庁者から見えない位置に設置し、職員の退庁時に執務室は施錠する。			

⑥技術的対策	[十分にやっている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
具体的な対策の内容	・ウイルス対策ソフトの定期的パターン更新を行う。 ・庁内のネットワークにおいて、ファイアウォールを導入している。 ・附票都道府県サーバの集約センターにおいて、ファイアウォールを導入し、ログの解析を行う。	
⑦バックアップ	[十分にやっている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分にやっている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	—	
再発防止策の内容	—	
⑩死者の個人番号	[保管していない]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	—	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	附票本人確認情報の提供・移転に併せて提供される個人番号は、徳島県の他の執行機関又は他部署等からの求めにより提供・移転された後は、障害発生等により提供・移転先で情報を受領できなかった場合に備えて一時的に保存がされるのみであり、情報が更新される必要はない。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	・障害発生等により提供・移転先で情報を受領できなかった場合に備えた一時的な保存の終了後、特定個人情報を、システムにて自動判別し消去する(消去されたデータは、復元できない)。 ・磁気ディスクの廃棄時は、要領・手順書等に基づき、内容の消去、破壊等を行うとともに、磁気ディスク管理簿にその記録を残す。 また、専用ソフトによるフォーマット、物理的粉碎等を行うことにより、内容を読み出すことができないようにする。 ・帳票については、要領・手順書等に基づき、帳票管理簿等を作成し、受渡し、保管及び廃棄の運用が適切になされていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 廃棄時には、要領・手順書等に基づき、裁断、溶解等を行うとともに、帳票管理簿等にその記録を残す。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査		
①自己点検	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
具体的なチェック方法	特定個人情報ファイルの取扱いについて評価書の記載内容どおりに運用されているか、年1回以上自己点検を実施する。	
②監査	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
具体的な内容	①特定個人情報の取扱いの適正性を確保するため、毎年度、以下の事項について内部監査を実施する。 ・評価書記載事項と運用実態の適合の状況 ・特定個人情報保護に関する規定、体制整備の状況 ・特定個人情報保護に関する人的セキュリティ対策の状況 ・特定個人情報保護に関する物理的セキュリティ対策の状況 ・特定個人情報保護に関する技術的セキュリティ対策の状況 ②実施された監査結果に基づき、速やかに必要な改善措置を講ずるとともに、実施した措置内容を報告する。	
2. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
具体的な方法	・住基ネット関係職員に対して、毎年度、年度初めに必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、その記録を残す。 ・違反行為を行った者に対しては、直ちに指導を行うとともに、必要に応じて住基ネットの利用を禁止する。なお、行為の程度によっては、関係機関と調整の上、住基法等関係法令に基づく処分の対象とする。	
3. その他のリスク対策		
—		

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	①〒770-8570 徳島市万代町1丁目 生活環境部県民ふれあい課情報公開個人情報担当 県庁1階 電話番号 088-621-2024 ②〒770-8570 徳島市万代町1丁目 企画総務部市町村課行政担当 県庁7階 電話番号 088-621-2081
②請求方法	①来庁、郵送のいずれかの方法による請求 ②書面(住基法第30条の32に基づく本人確認情報の開示)
特記事項	①県ホームページに様式・請求方法等を掲載する。 ②任意様式
③手数料等	[有料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法: 閲覧は無料。写しの交付は複写料を実費で徴収。郵送による交付の場合は郵送料についても実費で徴収。(県ホームページに詳細を掲載))
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	【個人情報取扱事務登録簿】 住民基本台帳法に基づく住民基本台帳ネットワークシステムによる本人確認情報等の処理及び利用に関する事務、住民基本台帳法に基づく自己の本人確認情報等の開示等の事務
公表場所	①〒770-8570 徳島市万代町1丁目 電話番号 088-621-2024 県庁1階 生活環境部県民ふれあい課情報公開個人情報担当 ②〒779-2305 海部郡美波町奥河内字弁才天17-1 電話番号 0884-74-7420 南部総合県民局地域創生防災部<美波>県民生活・総務担当 ③〒774-0030 阿南市富岡町あ王谷46 電話番号 0884-24-4170 南部総合県民局地域創生防災部<阿南>県民生活担当 ④〒779-3602 美馬市脇町大字猪尻字建神社下南73 電話番号 0883-53-2030 西部総合県民局地域創生観光部<美馬>県民生活・総務担当 ⑤〒778-0002 三好市池田町マチ2415 電話番号 0883-76-0365 西部総合県民局地域創生観光部<三好>県民生活・総務担当
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	企画総務部市町村課 行政担当 (088-621-2081)
②対応方法	・問合せの内容及び対応について記録する。 ・情報漏えい等の重大な事案に関する問合せについて、実施機関において必要な対応を行い、生活環境部県民ふれあい課情報公開個人情報担当に報告する。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和5年5月22日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	「オープンとくしま・パブリックコメント制度に関する要綱」に基づき実施
②実施日・期間	令和5年5月30日(火)から令和5年6月30日(金)
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	・4情報に氏名のふりがなを含むことを明記した方がよい。 ・専用回線がVPNではないことの記載がない。 ・委託の際、一定の資格(個人情報保護士など)を持つ者だけが業務に携われるような制限があるとよい。 ・記録媒体を用いて情報連携を行う場合のダブルチェック体制を示した方が望ましい。 ・特定個人情報の保管場所は災害時にも守られるような耐震化がされた施設である旨を表記した方が望ましい。 ・個人情報の取扱いについて、年度初めだけではなく定期的に研修し、啓発していくべきである。
⑤評価書への反映	特になし。
3. 第三者点検	
①実施日	令和5年7月28日(金)、令和5年9月1日(金)、令和5年10月13日(金)
②方法	徳島県情報公開・個人情報保護審査会への諮問による。
③結果	次のとおり、答申を得ました。 諮問された事項については、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講じていると認めます。 なお、特定個人情報の適正な管理がマイナンバー制度の運用に当たって重要であることを十分に認識し、適宜、社会情勢の変化や技術の進歩に応じたリスク対策を継続的に実施し、厳正な運用管理に努めてください。
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月30日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	市町村課長 山口 憲明	市町村課長 森口 浩徳	事後	形式的な変更であり、重要な変更にあたらなない。
平成28年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑤保有開始日	平成27年8月4日予定	2015/8/4	事後	形式的な変更であり、重要な変更にあたらなない。
平成29年6月30日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	①〒779-8570 徳島市万代町1丁目 監察局監察課情報公開個人情報担当 県庁1階 電話番号 088-621-2024 ②〒779-8570 徳島市万代町1丁目 政策創造部地方創生局市町村課行政担当 県庁7階 電話番号 088-621-2081	①〒779-8570 徳島市万代町1丁目 監察局監察課ふれあい交流室情報公開個人情報担当 県庁1階 電話番号 088-621-2024 ②〒779-8570 徳島市万代町1丁目 政策創造部地方創生局市町村課行政担当 県庁7階 電話番号 088-621-2081	事後	形式的な変更であり、重要な変更にあたらなない。
平成29年6月30日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ④個人情報ファイル簿の公表公表場所	①〒779-8570 徳島市万代町1丁目 電話番号 088-621-2024 県庁1階 監察局監察課情報公開個人情報担当 ②〒779-2305 海部郡美波町奥河内字弁才天17-1 電話番号 0884-74-7420 南部総合県民局経営企画部＜美波＞県民生活・総務担当 ③〒774-0030 阿南市富岡町あ王谷46 電話番号 0884-24-4170 南部総合県民局経営企画部＜阿南＞県民生活担当 ④〒779-3602 美馬市脇町大字猪尻字建神社下南73 電話番号 0883-53-2030 西部総合県民局企画振興部＜美馬＞県民生活・総務担当 ⑤〒778-0002 三好市池田町マチ2415 電話番号 0883-76-0365 西部総合県民局企画振興部＜三好＞県民生活・総務担当	①〒779-8570 徳島市万代町1丁目 電話番号 088-621-2024 県庁1階 監察局監察課ふれあい交流室情報公開個人情報担当 ②〒779-2305 海部郡美波町奥河内字弁才天17-1 電話番号 0884-74-7420 南部総合県民局経営企画部＜美波＞県民生活・総務担当 ③〒774-0030 阿南市富岡町あ王谷46 電話番号 0884-24-4170 南部総合県民局経営企画部＜阿南＞県民生活担当 ④〒779-3602 美馬市脇町大字猪尻字建神社下南73 電話番号 0883-53-2030 西部総合県民局企画振興部＜美馬＞県民生活・総務担当 ⑤〒778-0002 三好市池田町マチ2415 電話番号 0883-76-0365 西部総合県民局企画振興部＜三好＞県民生活・総務担当	事後	形式的な変更であり、重要な変更にあたらなない。
平成30年7月10日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	市町村課長 森口 浩徳	市町村課長 佐川 英之	事後	形式的な変更であり、重要な変更にあたらなない。
平成30年7月10日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	①〒779-8570 徳島市万代町1丁目 監察局監察課ふれあい交流室情報公開個人情報担当 県庁1階 電話番号 088-621-2024 ②〒779-8570 徳島市万代町1丁目 政策創造部地方創生局市町村課行政担当 県庁7階 電話番号 088-621-2081	①〒779-8570 徳島市万代町1丁目 監察局監察課情報公開個人情報担当 県庁1階 電話番号 088-621-2024 ②〒779-8570 徳島市万代町1丁目 政策創造部地方創生局市町村課行政担当 県庁7階 電話番号 088-621-2081	事後	形式的な変更であり、重要な変更にあたらなない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年7月10日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ④個人情報ファイル簿の公表公表場所	①〒779-8570 徳島市万代町1丁目 電話番号 088-621-2024 県庁1階 監察局監察課ふれあい交流室情報公開個人情報担当 ②〒779-2305 海部郡美波町奥河内字弁才天17-1 電話番号 0884-74-7420 南部総合県民局経営企画部＜美波＞県民生活・総務担当 ③〒774-0030 阿南市富岡町あ王谷46 電話番号 0884-24-4170 南部総合県民局経営企画部＜阿南＞県民生活担当 ④〒779-3602 美馬市脇町大字猪尻字建神社下南73 電話番号 0883-53-2030 西部総合県民局企画振興部＜美馬＞県民生活・総務担当 ⑤〒778-0002 三好市池田町マチ2415 電話番号 0883-76-0365 西部総合県民局企画振興部＜三好＞県民生活・総務担当	①〒779-8570 徳島市万代町1丁目 電話番号 088-621-2024 県庁1階 監察局監察課情報公開個人情報担当 ②〒779-2305 海部郡美波町奥河内字弁才天17-1 電話番号 0884-74-7420 南部総合県民局地域創生部＜美波＞県民生活・総務担当 ③〒774-0030 阿南市富岡町あ王谷46 電話番号 0884-24-4170 南部総合県民局地域創生部＜阿南＞県民生活担当 ④〒779-3602 美馬市脇町大字猪尻字建神社下南73 電話番号 0883-53-2030 西部総合県民局地域創生部＜美馬＞県民生活・総務担当 ⑤〒778-0002 三好市池田町マチ2415 電話番号 0883-76-0365 西部総合県民局地域創生部＜三好＞県民生活・総務担当	事後	形式的な変更であり、重要な変更にあたらなない。
令和1年6月4日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	市町村課長 佐川 英之	市町村課長 小林 敬治	事後	形式的な変更であり、重要な変更にあたらなない。
令和1年6月4日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	①〒779-8570 徳島市万代町1丁目 監察局監察課情報公開個人情報担当 県庁1階 電話番号 088-621-2024 ②〒779-8570 徳島市万代町1丁目 政策創造部地方創生局市町村課行政担当 県庁7階 電話番号 088-621-2081	①〒779-8570 徳島市万代町1丁目 監察局監察課県庁ふれあい室情報公開個人情報担当 県庁1階 電話番号 088-621-2024 ②〒779-8570 徳島市万代町1丁目 政策創造部地方創生局市町村課行政担当 県庁7階 電話番号 088-621-2081	事後	形式的な変更であり、重要な変更にあたらなない。
令和1年6月4日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ④個人情報ファイル簿の公表公表場所	①〒779-8570 徳島市万代町1丁目 電話番号 088-621-2024 県庁1階 監察局監察課情報公開個人情報担当 ②〒779-2305 海部郡美波町奥河内字弁才天17-1 電話番号 0884-74-7420 南部総合県民局地域創生部＜美波＞県民生活・総務担当 ③〒774-0030 阿南市富岡町あ王谷46 電話番号 0884-24-4170 南部総合県民局地域創生部＜阿南＞県民生活担当 ④〒779-3602 美馬市脇町大字猪尻字建神社下南73 電話番号 0883-53-2030 西部総合県民局地域創生部＜美馬＞県民生活・総務担当 ⑤〒778-0002 三好市池田町マチ2415 電話番号 0883-76-0365 西部総合県民局地域創生部＜三好＞県民生活・総務担当	①〒779-8570 徳島市万代町1丁目 電話番号 088-621-2024 県庁1階 監察局監察課情報公開個人情報担当 ②〒779-2305 海部郡美波町奥河内字弁才天17-1 電話番号 0884-74-7420 南部総合県民局地域創生部＜美波＞県民生活・総務担当 ③〒774-0030 阿南市富岡町あ王谷46 電話番号 0884-24-4170 南部総合県民局地域創生部＜阿南＞県民生活担当 ④〒779-3602 美馬市脇町大字猪尻字建神社下南73 電話番号 0883-53-2030 西部総合県民局地域創生部＜美馬＞県民生活・総務担当 ⑤〒778-0002 三好市池田町マチ2415 電話番号 0883-76-0365 西部総合県民局地域創生部＜三好＞県民生活・総務担当	事後	形式的な変更であり、重要な変更にあたらなない。
令和2年7月30日	I 基本情報 5. 個人番号の利用	住基法 (行政手続における個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年法律第28号。以下「整備法」という。))施行時点。以下、同じ。) ・第7条(住民票の記載事項) ・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) ・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報) ・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の15(本人確認情報の利用) ・第30条の32(自己の本人確認情報の開示) ・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正)	住基法(昭和42年7月25日法律第81号) ・第7条(住民票の記載事項) ・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) ・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報) ・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の13(都道府県の条例による本人確認情報の提供) ・第30条の15(本人確認情報の利用) ・第30条の22(市町村間の連絡調整等) ・第30条の32(自己の本人確認情報の開示) ・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正)	事後	法律の施行に伴う記載の変更であり、重要な変更にあたらなない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年7月30日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	市町村課長 小林 敬治	市町村課長	事後	形式的な変更であり、重要な変更にあたらなない。
令和2年7月30日	(別添1)事務の内容(備考)	3. 本人確認情報の開示に関する事務 3-①住民より本人確認情報の開示請求を受け付ける。	3. 本人確認情報の開示に関する事務 3-①住民より本人確認情報の開示請求を受け付ける。(※特定個人情報を含まない。)	事後	記載内容の補足であり、重要な変更にあたらなない。
令和2年7月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	委託する(4件)	委託する(1件)	事後	特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更であり、重要な変更にあたらなない。
令和2年7月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2 ②提供先における用途	住基法別表第六に掲げる、徳島県の他の執行機関への情報提供が認められる事務の処理に用いる。	住基法別表第六及び徳島県住民基本台帳法施行条例(平成14年7月29日条例第48号)別表第2に掲げる、徳島県の他の執行機関への情報提供が認められる事務の処理に用いる。	事後	記載内容の補足であり、重要な変更にあたらなない。
令和2年7月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2 ③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 ※住民票コードについては、整備法第20条第9項及び第22条第7項に基づく経過措置である。	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 ※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第22条第7項に基づく経過措置である。	事後	法律の施行に伴う記載の変更であり、重要な変更にあたらなない。
令和2年7月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 ②移転先における用途	住基法別表第五に掲げる、都道府県知事において都道府県知事保存本人確認情報の利用が認められた事務の処理に用いる。	住基法別表第五及び徳島県住民基本台帳法施行条例(平成14年7月29日条例第48号)別表第1に掲げる、都道府県知事において都道府県知事保存本人確認情報の利用が認められた事務の処理に用いる。	事後	記載内容の補足であり、重要な変更にあたらなない。
令和2年7月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 ③移転する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 ※住民票コードについては、整備法第20条第9項及び第22条第7項に基づく経過措置である。	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 ※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第22条第7項に基づく経過措置である。	事後	法律の施行に伴う記載の変更であり、重要な変更にあたらなない。
令和2年7月30日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目	(追加)	25. 旧氏 漢字、 26. 旧氏 外字数 27. 旧氏 ふりがな 28. 旧氏 外字変更連番	事後	法律の施行に伴う記載の変更であり、重要な変更にあたらなない。
令和2年7月30日	III 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用リスク2 アクセス権限の発効・失効の管理 具体的な管理方法	アクセス権限は各年度ごとに付与し、退職した元職員や異動した職員の失効管理を適切に行う。	・アクセス権限は各年度ごとに付与し、退職した元職員や異動した職員の失効管理を適切に行う。 ・アクセス権限の発行・失効等を管理簿へ記録する。 ・記録した管理簿について、発行・失効管理が適切に行われていることを、年1回以上の定期的な棚卸しにより確認し、その記録を残す。	事後	記載内容の補足であり、重要な変更にあたらなない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年7月30日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用リスク2 特定個人情報の使用の記録具体的な方法	・システム操作者は業務端末の使用に当たっては業務端末使用簿に利用日時、所属、氏名を記載する。 ・システム管理者はシステムの操作履歴を記録し、操作履歴確認記録簿に結果を記録する。 ・バックアップされた操作履歴は7年間、安全な場所に施錠保管する。	・本人確認情報を扱うシステムの操作履歴(アクセスログ・操作ログ)を記録する。 ・システム操作者は、業務端末の使用に当たっては業務端末使用簿に利用日時、所属、氏名、利用事由、処理件数等を記載する。 ・システム管理者は、2月に1度以上の割合で操作履歴を確認し、操作履歴確認記録簿に結果を記録する。 ・バックアップされた操作履歴は7年間、安全な場所に施錠保管する。	事後	記載内容の補足であり、重要な変更にあたらなない。
令和2年7月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託情報保護管理体制の確認	・平成24年6月12日、都道府県サーバの運用及び監視に関する業務については、住民基本台帳ネットワークシステム推進協議会(47都道府県が構成員)において、都道府県サーバ集約化の実施および集約化された業務を機構へ委託することが決議された。 ・委託先として議決された機構は、地方公共団体情報システム機構法(平成25年法律第29号)に基づき平成26年4月1日に設立された組織である。前身の財団法人地方自治情報センターにおいても平成14年8月5日から平成26年3月31日まで、指定情報処理機関であり、住基法に基づく指定情報処理機関として住民基本台帳ネットワークシステムの運用を行っている実績がある。 ・こうしたことから、委託先として社会的信用と特定個人情報の保護を継続的に履行する能力があると認められるとともに、個人情報について適切な保護措置を講ずる体制を整備している事業者であることを示すプライバシーマークの付与を受けており、情報保護管理体制は十分である。 ・住民基本台帳ネットワークシステムに係る運用管理に関する業務等については、契約時に委託先が信用、技術、経験等を有する事業者であるか確認しており、契約書等においても、個人情報取扱特記事項を定めている。また、業務に従事する者の名簿及び業務計画書を書面で提出することとしている。	・平成24年6月12日、都道府県サーバの運用及び監視に関する業務については、住民基本台帳ネットワークシステム推進協議会(47都道府県が構成員)において、都道府県サーバ集約化の実施および集約化された都道府県サーバの運用及び監視に関する業務を機構の前身である財団法人地方自治情報センターへ委託することを議決している。 ・委託先である機構は、地方公共団体情報システム機構法(平成25年法律第29号)に基づき平成26年4月1日に設立された組織であり、住基法に基づき住民基本台帳ネットワークシステムの運用を行っている実績がある。 ・こうしたことから、委託先として社会的信用と特定個人情報の保護を継続的に履行する能力があると認められるとともに、個人情報について適切な保護措置を講ずる体制を整備している事業者であることを示すプライバシーマークの付与を受けており、情報保護管理体制は十分である。	事後	形式的な変更であり、重要な変更にあたらなない。
令和2年7月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)リスク1 ルール内容及びルール遵守の確認方法	住基法、行政手続における個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)において定められた事項についてのみ行う。なお、「徳島県住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ要綱」に基づき、操作者に付与する権限の範囲は、該当者がその業務を行うために必要な範囲に限っており、権限のない者はアクセスできない仕組みとする。また、操作実績については、業務端末使用簿に利用日時、照会者の所属、氏名等を記載することにより確認するものとする。	住基法、行政手続における個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)及び徳島県住民基本台帳法施行条例(平成14年7月29日条例第48号)において定められた事項についてのみ行う。なお、「徳島県住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ要綱」に基づき、操作者に付与する権限の範囲は、該当者がその業務を行うために必要な範囲に限っており、権限のない者はアクセスできない仕組みとする。また、操作実績については、業務端末使用簿に利用日時、照会者の所属、氏名等を記載することにより確認するものとする。	事後	記載内容の補足であり、重要な変更にあたらなない。
令和2年7月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報提供・移転リスク2:不適切な方法で提供・移転が行われるリスク リスクに対する措置の内容	全国サーバと都道府県サーバの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保されている。また、徳島県その他の執行機関への提供及び他部署への移転のため、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築している。	全国サーバと都道府県サーバの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保されている。また、徳島県その他の執行機関への提供及び他部署への移転のため、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築している。なお、提供先・移転先における特定個人情報の使途については、住基法等で制限されている。	事後	記載内容の補足であり、重要な変更にあたらなない。
令和2年7月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑩死者の個人番号 具体的な保管方法	生存する個人の個人番号とともに、死亡による消除後も施行令第30条の6に定める期間保管する。	生存する個人の個人番号とともに、死亡による消除後、施行令第30条の6(都道府県における本人確認情報の保存期間)に定める期間(150年)保管する。	事後	記載内容の補足であり、重要な変更にあたらなない。
令和2年7月30日	Ⅳ その他のリスク対策 2. 従業者に対する教育・啓発具体的な方法	住基ネット関係職員に対して、初任時及び一定期間毎に、必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、その記録を残す。	・住基ネット関係職員に対して、毎年度、年度初めに必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、その記録を残す。 ・違反行為を行った者に対しては、直ちに指導を行うとともに、必要に応じて住基ネットの利用を禁止する。なお、行為の程度によっては、関係機関と調整の上、住基法等関係法令に基づく処分の対象とする。	事後	記載内容の補足であり、重要な変更にあたらなない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年7月30日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	①〒779-8570 徳島市万代町1丁目 監察局監察課情報公開個人情報担当 県庁1階 電話番号 088-621-2024 ②〒779-8570 徳島市万代町1丁目 政策創造部地方創生局市町村課行政担当 県庁7階 電話番号 088-621-2081	①〒770-8570 徳島市万代町1丁目 監察局監察評価課県庁ふれあい室情報公開個人情報担当 県庁1階 電話番号 088-621-2024 ②〒770-8570 徳島市万代町1丁目 政策創造部地方創生局市町村課行政担当 県庁7階 電話番号 088-621-2081	事後	形式的な変更であり、重要な変更にあたらなない。
令和2年7月30日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ④個人情報ファイル簿の公表公表場所	①〒779-8570 徳島市万代町1丁目 電話番号 088-621-2024 県庁1階 監察局監察課情報公開個人情報担当 ②〒779-2305 海部郡美波町奥河内字弁才天17-1 電話番号 0884-74-7420 南部総合県民局地域創生部＜美波＞県民生活・総務担当 ③〒774-0030 阿南市富岡町あ王谷46 電話番号 0884-24-4170 南部総合県民局地域創生部＜阿南＞県民生活担当 ④〒779-3602 美馬市脇町大字猪尻字建神社下南73 電話番号 0883-53-2030 西部総合県民局地域創生部＜美馬＞県民生活・総務担当 ⑤〒778-0002 三好市池田町マチ2415 電話番号 0883-76-0365 西部総合県民局地域創生部＜三好＞県民生活・総務担当	①〒770-8570 徳島市万代町1丁目 電話番号 088-621-2024 県庁1階 監察局監察評価課県庁ふれあい室情報公開個人情報担当 ②〒779-2305 海部郡美波町奥河内字弁才天17-1 電話番号 0884-74-7420 南部総合県民局地域創生防災部＜美波＞県民生活・総務担当 ③〒774-0030 阿南市富岡町あ王谷46 電話番号 0884-24-4170 南部総合県民局地域創生防災部＜阿南＞県民生活担当 ④〒779-3602 美馬市脇町大字猪尻字建神社下南73 電話番号 0883-53-2030 西部総合県民局地域創生観光部＜美馬＞県民生活・総務担当 ⑤〒778-0002 三好市池田町マチ2415 電話番号 0883-76-0365 西部総合県民局地域創生観光部＜三好＞県民生活・総務担当	事後	形式的な変更であり、重要な変更にあたらなない。
令和2年7月30日	V 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ②対応方法	・問合せの内容及び対応について記録する。 ・情報漏えい等の重大な事案に関する問合せについて、実施機関において必要な対応を行い、監察課情報公開個人情報担当に報告する。	・問合せの内容及び対応について記録する。 ・情報漏えい等の重大な事案に関する問合せについて、実施機関において必要な対応を行い、監察局監察評価課県庁ふれあい室情報公開個人情報担当に報告する。	事後	形式的な変更であり、重要な変更にあたらなない。
令和2年7月30日	VI 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	2015/7/31	2020/5/20	事後	形式的な変更であり、重要な変更にあたらなない。
令和2年7月30日	VI 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ②実施日・期間	平成27年6月15日（月）から平成27年7月14日（火）まで	令和2年5月22日（金）から令和2年6月22日（月）まで	事後	形式的な変更であり、重要な変更にあたらなない。
令和2年7月30日	VI 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ④主な意見の内容	・マイナンバー制度開始で住民基本台帳ネットワークは不要になり廃止されるのでしょうか。 ・常に情報の取扱いには最新の注意を払うようにしていただきたい。個人情報漏えいした際の、職員の厳罰化も御検討ください。 ・情報の取扱いに対して、アクセスできる権限は直接の担当者のみに限ることも情報漏えい対策に有効だと思います。	・情報漏洩への対策をしっかりとってください。 ・関係職員への研修等も記載されていますが、業務に慣れてくると気の緩みが生じてくることもあると思いますので、情報の取り扱いには細心の注意を払うようにしていただきたいと思います。	事後	形式的な変更であり、重要な変更にあたらなない。
令和2年7月30日	VI 評価実施手続 3. 第三者点検 ①実施日	7月16日（木）	令和2年6月29日（月）、令和2年7月27日（月）	事後	形式的な変更であり、重要な変更にあたらなない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年7月30日	Ⅵ 評価実施手続 3. 第三者点検 ③結果	次のとおり、答申を得ました。 諮問された事項については、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講じていると認められますが、次の事項に留意の上、なお一層、厳正な適用管理に努めてください。 1 「取扱いプロセスにおけるリスク対策」として作成される各種帳簿類の記録及びシステムに記録される操作履歴について適切に点検を行う組織・業務体制を確保すること。 2 特定個人情報の適正な管理がマイナンバー制度の運用に当たって重要であることを十分に認識し、適宜、社会情勢の変化や技術の進歩に応じたリスク対策を継続的に検討すること。	次のとおり、答申を得ました。 諮問された事項については、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講じていると認められますが、次の事項に留意の上、なお一層、厳正な運用管理に努めてください。 1 特定個人情報ファイルの取扱いの委託に関する評価書の記載内容について、不要な記載を削除すること。 また、特定個人情報ファイルの取扱いの提供・移転及びその他のリスク対策の従事者に対する教育・啓発に関する評価書の記載内容について、運用されている記載に改めること。 2 特定個人情報の適正な管理が重要であることを十分に認識し、適宜、社会情勢の変化や技術の進歩に応じたリスク対策を継続的に検討すること。	事後	形式的な変更であり、重要な変更にあたらない。
令和5年10月24日	表紙 評価書名	住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 全項目評価書	住民基本台帳ネットワークに関する事務 全項目評価書	事前	「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。
令和5年10月24日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	徳島県は、住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるための適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	徳島県は、住民基本台帳ネットワークに関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるための適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事前	「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。
令和5年10月24日	表紙 特記事項	・住民基本台帳ネットワーク(以下「住基ネット」という。))において、都道府県は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。))に基づき市町村から住民の本人確認情報に関する通知を受け、都道府県サーバに都道府県知事保存本人確認情報として保有する。都道府県知事保存本人確認情報は、4情報(「氏名・住所・生年月日・性別」をいう。以下同じ。)、個人番号、住民票コード及びこれらの変更情報に限定される。 ・住基ネットは専用回線を使用し、指定情報処理機関(地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。))が管理するファイアウォールにより厳重な通信制御、システムによる侵入検知、通信相手となるコンピュータとの相互認証を行っているほか、汎用の通信プロトコル(SMTP、HTTP、FTP、Telnet等)は使用せず、独自のアプリケーションを用いる等、厳格な不正アクセス対策を講じている。また、内部による不正利用の防止のため、システム操作者に住基法に基づく守秘義務を課し、操作者及びアクセス権限を限定し、システムの操作履歴を保存する等の対策を講じている。 ・都道府県サーバは全都道府県分を1カ所(集約センター)に集約し、その運用・監視を機構に委託している。	・当該事務において保有する特定個人情報ファイルは「都道府県知事保存本人確認情報ファイル」及び「都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル」の2ファイルである。 ・住民基本台帳ネットワーク(以下「住基ネット」という。))において、都道府県は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。))に基づき市町村から住民の本人確認情報に関する通知を受け、都道府県サーバに「都道府県知事保存本人確認情報」及び「都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル」として保有する。「都道府県知事保存本人確認情報」は、4情報(「氏名・住所・生年月日・性別」をいう。以下同じ。)、個人番号、住民票コード及びこれらの変更情報に限定され、「都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル」は、4情報、住民票コード及びこれらに関する変更情報に限定される。(「都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル」には、個人番号は含まれない。) ・住基ネットは専用回線を使用し、指定情報処理機関(地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。))が管理するファイアウォールにより厳重な通信制御、システムによる侵入検知、通信相手となるコンピュータとの相互認証を行っているほか、汎用の通信プロトコル(SMTP、HTTP、FTP、Telnet等)は使用せず、独自のアプリケーションを用いる等、厳格な不正アクセス対策を講じている。また、内部による不正利用の防止のため、システム操作者に住基法に基づく守秘義務を課し、操作者及びアクセス権限を限定し、システムの操作履歴を保存する等の対策を講じている。 ・都道府県サーバは全都道府県分を1カ所(集約センター)に集約し、その運用・監視を機構に委託している。	事前	「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年10月24日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務	住民基本台帳ネットワークに関する事務	事前	「情報通信技術の活用による行政手続等」に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。
令和5年10月24日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	都道府県は、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を市町村と共同して構築している。 なお、住民基本台帳は、住基法に基づき作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。 具体的に徳島県では、住基法の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。(別添1を参照) ①磁気ディスクによる特定個人情報ファイルの管理 ②市町村からの本人確認情報に係る変更の通知に基づく特定個人情報ファイルの更新及び機構への通知 ③徳島県知事から本人確認情報に係る徳島県他の執行機関への本人確認情報の提供又は他部署への移転 ④住民による請求に基づく当該個人の本人確認情報の開示並びに開示結果に基づく住民からの本人確認情報の訂正、追加又は削除の申出に対する調査 ⑤機構への本人確認情報の照会	住民基本台帳ネットワークに関する事務は、「1. 本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」及び「2. 附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」に分かれる。 1. 本人確認情報の管理に及び提供等に関する事務 都道府県は、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を市町村と共同して構築している。なお、住民基本台帳は、住基法に基づき作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一に行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。 具体的に徳島県では、住基法の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。(別添1を参照) ①磁気ディスクによる特定個人情報ファイルの管理 ②市町村からの本人確認情報に係る変更の通知に基づく特定個人情報ファイルの更新及び機構への通知 ③徳島県知事から本人確認情報に係る徳島県他の執行機関への本人確認情報の提供又は他部署への移転 ④住民による請求に基づく当該個人の本人確認情報の開示並びに開示結果に基づく住民からの本人確認情報の訂正、追加又は削除の申出に対する調査	事前	「情報通信技術の活用による行政手続等」に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。
令和5年10月24日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容		⑤機構への本人確認情報の照会 2. 附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 都道府県は、市町村における市町村CS、都道府県における附票都道府県サーバ及び機構における附票全国サーバ等により構成される「附票連携システム」において、国外転出者に係る本人確認を行うための社会的基盤としての役割を担うため、4情報(氏名、住所、生年月日、性別)、住民票コード及びこれらの変更情報で構成される「都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル」を作成し、戸籍の附票に関する記録を正確に行う責務がある。そのため、附票本人確認情報の管理及び提供等に係る以下の事務を実施する。なお、都道府県知事保存附票本人確認情報(以下条文中併せて記載する場合は、「都道府県知事保存附票本人確認情報」とし、それ以外の記載は、「附票本人確認情報」とする。))には、個人番号は含まれない。 ①磁気ディスクによる特定個人情報ファイルの管理 ②市町村からの附票本人確認情報に係る変更の通知に基づく特定個人情報ファイルの更新及び機構への通知 ③徳島県知事から附票本人確認情報に係る徳島県他の執行機関への提供又は他部署への移転 ④住民による請求に基づく当該個人の附票本人確認情報の開示並びに開示結果に基づく住民からの附票本人確認情報の訂正、追加又は削除の申出に対する調査 ⑤機構への附票本人確認情報の照会	事前	「情報通信技術の活用による行政手続等」に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。
令和5年10月24日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ①システムの名称	—	附票連携システム ※「3. 特定個人情報ファイル名」に示す「都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル」は、附票連携システムの構成要素のうち、附票都道府県サーバにおいて管理がなされているため、以降は、附票連携システムの中の附票都道府県サーバ部分について記載する。	事前	「情報通信技術の活用による行政手続等」に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年10月24日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ②システムの機能	—	1. 附票本人確認情報の更新 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを最新の状態に保つため、市町村CSを経由して通知された附票本人確認情報の更新情報を元に当該ファイルを更新し、附票全国サーバに対して当該附票本人確認情報の更新情報を通知する。 2. 徳島県その他の執行機関への情報提供又は他部署への移転 徳島県その他の執行機関又は他部署による住基法に基づく情報照会に対応するため、照会のあった当該個人の4情報等に対応する附票本人確認情報を都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルから抽出し、照会元に提供・移転する。 その際、番号法で認められた場合に限り、徳島県その他の執行機関又は他部署からの求めに応じ、附票本人確認情報の提供・移転に併せて当該個人の住民票コードを用いて、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、照会元に提供・移転する場合がある。 3. 附票本人確認情報の開示 法律に基づく住民による自己の附票本人確認情報の開示請求に対応するため、当該個人の附票本人確認情報を都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルから抽出し、帳票に出力する。 4. 機構への情報照会 附票全国サーバに対して住民票コード又は4情報の組合せをキーとした附票本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の附票本人確認情報を受領する。	事前	「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。
令和5年10月24日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ②システムの機能	—	5. 附票本人確認情報検索 附票都道府県サーバの代表端末又は業務端末(都道府県サーバと共用する。)において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する附票本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 6. 附票本人確認情報整合 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市町村から附票本人確認情報を受領し、当該附票本人確認情報を用いて当該ファイルに記録された附票本人確認情報の整合性確認を行う。	事前	「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。
令和5年10月24日	I 基本情報 3. 特定個人情報ファイル	都道府県知事保存本人確認情報ファイル	(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル	事前	「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年10月24日	I 基本情報 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ①事務実施上の必要性	徳島県では、都道府県知事保存本人確認情報ファイルを、下記に記載のとりの必要性から取り扱う。 都道府県知事保存本人確認情報ファイルは、転出入があった場合等にスムーズな住民情報の処理を行うため、また全国的な本人確認手段として、1つの市町村内にとどまらず、全地方公共団体で、本人確認情報を正確かつ統一的に記録・管理することを目的として、以下の用途に用いられる。 ①住基ネットを用いて市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務(住基ネットに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務)の処理を行うため、徳島県内の住民に係る最新の本人確認情報を管理する。 ②市町村からの本人確認情報の更新情報の通知を受けて都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新し、当該更新情報を機構に対して通知する。 ③徳島県の他の執行機関又は他部署からの照会に基づき、本人確認情報を提供・移転する。 ④住民からの請求に基づき、当該個人の本人確認情報を開示する。 ⑤住基ネットに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務において、本人確認情報を検索する。 ⑥市町村において保存する本人確認情報との整合性を確認する。	(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル 徳島県では、都道府県知事保存本人確認情報ファイルを、下記に記載のとりの必要性から取り扱う。 都道府県知事保存本人確認情報ファイルは、転出入があった場合等にスムーズな住民情報の処理を行うため、また全国的な本人確認手段として、1つの市町村内にとどまらず、全地方公共団体で、本人確認情報を正確かつ統一的に記録・管理することを目的として、以下の用途に用いられる。 ①住基ネットを用いて市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務(住基ネットに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務)の処理を行うため、徳島県内の住民に係る最新の本人確認情報を管理する。 ②市町村からの本人確認情報の更新情報の通知を受けて都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新し、当該更新情報を機構に対して通知する。 ③徳島県の他の執行機関又は他部署からの照会に基づき、本人確認情報を提供・移転する。 ④住民からの請求に基づき、当該個人の本人確認情報を開示する。 ⑤住基ネットに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務において、本人確認情報を検索する。 ⑥市町村において保存する本人確認情報との整合性を確認する。	事前	「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。
令和5年10月24日	I 基本情報 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ①事務実施上の必要性	—	(2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 徳島県では、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを、下記に記載の通りの必要性から取り扱う。 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルは、国外転出者に係る本人確認手段として、1つの市町村内にとどまらず、全地方公共団体で、附票本人確認情報を正確かつ統一的に記録・管理することを目的として、以下の用途に用いられる。 ①附票連携システムに係る附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務の処理を行うため、徳島県内の住民に係る最新の附票本人確認情報を管理する。 ②市町村からの附票本人確認情報の更新情報の通知を受けて都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを更新し、当該更新情報を機構に対して通知する。 ③徳島県の他の執行機関又は他部署からの照会に基づき、附票本人確認情報を提供・移転する。その際、番号法で認められた場合に限り、徳島県の他の執行機関又は他部署からの求めに応じ、附票本人確認情報の提供・移転に併せて当該個人の住民票コードを用いて、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、照会元に提供・移転する場合がある。 ④本人からの請求に基づき、当該個人の附票本人確認情報を開示する。 ⑤附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務において、附票本人確認情報を検索する。 ⑥市町村において保存する附票本人確認情報との整合性を確認する。	事前	「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。
令和5年10月24日	I 基本情報 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ②実現が期待されるメリット	住民票の写し等にかえて本人確認情報を利用することにより、これまでに窓口で提出が求められていた行政機関が発行する添付書類(住民票の写し等)の省略が図られ、もって住民の負担軽減(各機関を訪問し、証明書等を入手する金銭的、時間的コストの節約)につながるが見込まれるとともに、行政機関においても正確な本人確認の実現や事務の省力化など事務執行の適正化及び効率化につながるが見込まれる。	住民票の写し等にかえて本人確認情報を利用することにより、これまでに窓口で提出が求められていた行政機関が発行する添付書類(住民票の写し等)の省略が図られ、もって住民の負担軽減(各機関を訪問し、証明書等を入手する金銭的、時間的コストの節約)につながるが見込まれる。 また、国外転出者を含め個人番号カードによる本人確認、個人番号の真正性確認が可能となり、行政事務の効率化に資することが期待される。	事前	「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年10月24日	I 基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠	住基法(昭和42年7月25日法律第81号) ・第7条(住民票の記載事項) ・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) ・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報) ・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の13(都道府県の条例による本人確認情報の提供) ・第30条の15(本人確認情報の利用) ・第30条の22(市町村間の連絡調整等) ・第30条の32(自己の本人確認情報の開示) ・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正)	住基法(昭和42年7月25日法律第81号) ・第7条(住民票の記載事項) ・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) ・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報) ・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の13(都道府県の条例による本人確認情報の提供) ・第30条の15(本人確認情報の利用) ・第30条の22(市町村間の連絡調整等) ・第30条の32(自己の本人確認情報の開示) ・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正) ・第30条の44の6第3項(都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。)の利用)	事前	「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。
令和5年10月24日	(別添1)事務の内容	—	(1)本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 (2)附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務	事前	「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。
令和5年10月24日	(別添1)事務の内容 (2)附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務	—	新規に作図	事前	「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。
令和5年10月24日	(別添1)事務の内容 (2)附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 (備考)	—	1. 附票本人確認情報の更新に関する事務 1-①.市町村において受け付けた住民の異動に関する情報を、市町村CSを通じて附票都道府県サーバに通知する。 1-②.附票都道府県サーバにおいて、市町村より受領した附票本人確認情報を元に都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを更新する。 1-③.機構に対し、住民基本台帳ネットワークを介して、附票本人確認情報の更新を通知する。 2. 徳島県の他の執行機関への情報提供又は他部署への移転 2-①.徳島県の他の執行機関又は他部署において、4情報等をキーワードとした附票本人確認情報の照会を行う。 2-②.徳島県知事において、提示されたキーワードを元に都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを検索し、照会元に対し、当該個人の附票本人確認情報を提供・移転する。その際、番号法で認められた場合に限り、徳島県の他の執行機関又は他部署からの求めに応じ、附票本人確認情報の提供・移転に併せて当該個人の住民票コードを用いて、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、照会元に提供・移転する場合がある。	事前	「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年10月24日	(別添1)事務の内容 (2)附票本人確認情報の管理 及び提供等に関する事務 (備考)	—	※検索対象者が他都道府県の場合は附票全国サーバに対して検索の要求を行う。 ※徳島県その他の執行機関又は他部署に対し、附票本人確認情報を一括して提供する場合(一括提供の方式(注1)により行う場合)には、徳島県その他の執行機関又は他部署において、附票都道府県サーバの代表端末又は業務端末(都道府県サーバと共用する。)を操作し、媒体連携により行う。 (注1)徳島県その他の執行機関又は他部署においてファイル化された附票本人確認情報照会対象者の情報(検索条件のリスト)を元に附票都道府県サーバに照会し、照会結果ファイルを提供する方式を指す。 3. 附票本人確認情報の開示に関する事務 3-①.住民より附票本人確認情報の開示請求を受け付ける。 3-②.開示請求者(住民)に対し、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルに記録された当該個人の附票本人確認情報を開示する。	事前	「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。
令和5年10月24日	(別添1)事務の内容 (2)附票本人確認情報の管理 及び提供等に関する事務 (備考)	—	4. 機構への情報照会に係る事務 4-①.機構に対し、4情報等をキーワードとした附票本人確認情報の照会を行う。 4-②.機構より、当該個人の附票本人確認情報を受領する。 5. 附票本人確認情報検索に関する事務 5-①.4情報の組み合わせを検索キーに、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを検索する。 6. 附票本人確認情報整合 6-①.市町村CSより、附票都道府県サーバに対し、整合性確認用の附票本人確認情報を送付する。 6-②.附票都道府県サーバにおいて、市町村CSより受領した整合性確認用の附票本人確認情報を用いて都道府県知事保存附票本人確認情報 整合性確認を行う。 6-③.附票都道府県サーバより、市町村CSに対して整合性確認結果を通知する。	事前	「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。
令和5年10月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル 1. 特定個人情報ファイル名	都道府県知事保存本人確認情報ファイル	(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル	事前	「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更に伴う併せた見直し。
令和5年10月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	・セキュリティゲートにて入退館管理をしている都道府県サーバの集約センターにおいて、施錠管理及び入退室管理(監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定・管理)を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。サーバへのアクセスはID／パスワードによる認証が必要となる。 ・徳島県においては、端末を施錠管理された部屋で保管しており、担当者以外は入室できない。また、利用時の入退室以外は常時施錠している。	・セキュリティゲートにて入退館管理をしている都道府県サーバの集約センターにおいて、施錠管理及び入退室管理(監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定・管理)を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。サーバへのアクセスはIDと生体認証(又はパスワード)による認証が必要となる。 ・徳島県においては、端末を施錠管理された部屋で保管しており、担当者以外は入室できない。また、利用時の入退室以外は常時施錠している。	事後	「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更に伴う併せた見直し。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年10月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 1. 特定個人情報ファイル名	—	(2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル	事前	「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。
令和5年10月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 2. 基本情報 ①ファイルの種類	—	1)システム用ファイル	事前	「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。
令和5年10月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 2. 基本情報 ②対象となる本人の数	—	3)10万人以上100万人未満	事前	「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。
令和5年10月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲 その必要性	—	徳島県内のいずれかの市町村において、住基法第16条(戸籍の附票の作成)に基づき戸籍の附票に記録された者。 ※消除者を含む。 本特定個人情報ファイル(都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル)において区域内の戸籍の附票に記録された全ての者の情報を保有し、その記録を常に正確に更新・管理・提供・移転の必要があるため。	事前	「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。
令和5年10月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目 その妥当性 全ての記録項目	—	2) 10項目以上50項目未満 [○] 個人番号 [○]4情報(氏名、住所、性別、生年月日) [○]その他(その他戸籍の附票関係情報(戸籍の表示に係る情報は含まない。)) ・4情報、その他戸籍の附票関係情報(戸籍の表示に係る情報は含まない。) 法令に基づき戸籍の附票に記録された者に関する記録を正確に行う上で、戸籍の附票の記載等に係る附票本人確認情報(4情報、住民票コード及びこれらの変更情報)を記録する必要がある。なお、別添2に記載のとおり、記録項目には戸籍の表示に係る情報(本籍及び筆頭者の氏名)は含まない。 ・個人番号 国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に限り、徳島県の他の執行機関等からの求めに応じ、当該個人の住民票コードを用いて、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、附票都道府県サーバに連携する場合がある。提供又は移転後、個人番号は、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルに保有することはない。 別添2を参照。	事前	「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。
令和5年10月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 2. 基本情報 ⑤保有開始日	—	「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第16号)」附則第1条第10号にて規定される公布から起算して5年を超えない範囲内の政令で定める日。	事前	「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。
令和5年10月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	—	政策創造部地方創生局市町村課	事前	「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年10月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	—	[○]地方公共団体・地方独立行政法人(市町村) [○]その他(都道府県サーバ(※入手には該当しないが、都道府県サーバから個人番号を抽出する場合がある))	事前	「情報通信技術の活用による行政手続等」に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。
令和5年10月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	—	[○]専用線	事前	「情報通信技術の活用による行政手続等」に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。
令和5年10月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	—	戸籍の附票において、附票本人確認情報の変更又は新規作成(出生等)が発生した都度入手する。 ※番号法別表に掲げる事務につき、徳島県の他の執行機関等から国外転出者に係るものに関し求めがあった場合、個人番号をその都度抽出する場合がある。	事前	「情報通信技術の活用による行政手続等」に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。
令和5年10月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	—	法令に基づき、住民の利便の増進と国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため、国外転出者に係る本人確認を行う上で、市町村の戸籍の附票の記載事項に変更が生じた都度、当該市町村を通じて入手し、機構に通知する必要がある。 また、入手の手段として、法令に基づき構築された専用回線である、住基ネット(※※)を用いることで、入手に係るリスクを軽減している。 ※なお、住基法第30条の44の6第3項に基づき、都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。)を利用し、第30条の15第1項又は第2項の規定による事務について個人番号を提供することができるとされている。 ※※附票連携システムは、住基ネットを利用して構築されている。住基ネットは、保有情報・利用の制限、内部の不正利用の防止、外部からの侵入防止など、セキュリティ確保のための様々な措置が講じられており、平成14年8月5日の稼働後、住基ネットへのハッキングや情報漏えいなどの事件や障害は一度も発生していない。	事前	「情報通信技術の活用による行政手続等」に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。
令和5年10月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	—	都道府県知事が当該市町村の区域内における附票本人確認情報を入手することについて、住基法第30条の41(市町村長から都道府県知事への附票本人確認情報の通知等)に明示されている。 ※都道府県知事が国外転出者に係る個人番号を抽出する場合があることについて、住基法第30条の44の6第3項に明示されている。	事前	「情報通信技術の活用による行政手続等」に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年10月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑥使用目的	—	本特定個人情報ファイル(都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル)において徳島県内の戸籍の附票に記録された全ての者の情報を保有し、その記録を常に正確に更新・管理・提供・移転する。 ※番号法別表に掲げる事務につき、徳島県その他の執行機関等から国外転出者に係るものに関し求めがあった場合、個人番号をその都度抽出し、第30条の15第1項又は第2項の規定による事務について提供する場合がある。	事前	「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。
令和5年10月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体 使用部署 使用者数	—	政策創造部地方創生局市町村課 1) 10人未満	事前	「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。
令和5年10月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 情報の突合 情報の統計分析 権利益に影響を与え得る決定	—	・徳島県その他の執行機関又は他部署からの附票本人確認情報の照会要求を受け(徳島県その他の執行機関又は他部署→附票都道府県サーバ)、照会のあった住民票コード又は4情報の組合せを元に都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを検索し、該当する個人の附票本人確認情報を照会元へ提供・移転する(附票都道府県サーバ→徳島県その他の執行機関又は他部署)。 ※その際、番号法で認められた場合に限り、附票本人確認情報の提供に併せて、当該個人の住民票コードを用いて都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、照会元に提供・移転する場合がある。 ・都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルの住民票コードと都道府県知事保存本人確認情報ファイルの個人番号を突合する。 該当なし。 該当なし。	事前	「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。
令和5年10月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑨使用開始日	—	「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第16号)」附則第1条第10号にて規定される公布から起算して5年を超えない範囲内の政令で定める日。	事前	「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。
令和5年10月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	—	1) 委託する (1件)	事前	「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。
令和5年10月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1	—	附票都道府県サーバの運用及び監視に関する業務	事前	「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年10月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ①委託内容	—	全国の都道府県サーバを1拠点(集約センター)に集約化することとしたことに伴い、都道府県サーバと同様に附票都道府県サーバの運用及び監視に関する業務を、集約センター運用者に委託する。 委託する業務は、直接附票本人確認情報に依らない(直接附票本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない。)業務を対象とする。	事前	「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。
令和5年10月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の数 対象となる本人の範囲 その妥当性	—	1) 特定個人情報ファイルの全体 3) 10万人以上100万人未満 「2. ③対象となる本人の範囲」と同上 本特定個人情報ファイル(都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル)が保存される附票都道府県サーバの運用及び監視業務を委託することによる。 なお、「①委託内容」の通り、委託事項は、直接附票本人確認情報に依らない事務を対象としているため、委託先においては、特定個人情報ファイルに記録された情報そのものを扱う事務は実施しない。	事前	「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。
令和5年10月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ③委託先における取扱者数	—	1) 10人未満	事前	「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。
令和5年10月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	—	[○]専用線	事前	「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。
令和5年10月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑤委託先名の確認方法	—	徳島県情報公開条例に基づく公開請求	事前	「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。
令和5年10月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑥委託先名	—	地方公共団体情報システム機構(機構)	事前	「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。
令和5年10月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑦再委託の有無	—	1) 再委託する	事前	「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年10月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項1 ⑧再委託の許諾方法	—	書面による承諾	事前	「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。
令和5年10月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項1 ⑨再委託事項	—	附票都道府県サーバの運用及び監視に関する業務。再委託する業務は、直接附票本人確認情報に係わらない(直接附票本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない。)業務を対象とする。	事前	「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。
令和5年10月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供・移転の有無	—	[○]提供を行っている(1件) [○]移転を行っている(1件)	事前	「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。
令和5年10月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1	—	徳島県その他の執行機関	事前	「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。
令和5年10月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1 ①法令上の根拠	—	住基法第30条の15第2項(本人確認情報の利用) 住基法第30条の44の6第3項(都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。))の利用)	事前	「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。
令和5年10月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1 ②提供先における用途	—	住基法別表第六及び徳島県住民基本台帳法施行条例(平成14年7月29日条例第48号)別表第2に掲げる、徳島県その他の執行機関への情報提供が認められる事務の処理に用いる。	事前	「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。
令和5年10月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1 ③提供する情報	—	住民票コード、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号(番号法に基づく徳島県その他の執行機関からの求めがあった場合に限る。) ※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第22条第7項に基づく経過措置である。	事前	「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。
令和5年10月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1 ④提供する情報の対象となる本人の数	—	3) 10万人以上100万人未満	事前	「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。
令和5年10月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	—	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上	事前	「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年10月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ⑥提供方法	—	[○]その他(住民基本台帳ネットワークシステム)	事前	「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。
令和5年10月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ⑦時期・頻度	—	徳島県の他の執行機関から要求があった都度、随時。	事前	「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。
令和5年10月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1	—	徳島県その他部署(消防保安課、職員厚生課など)	事前	「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。
令和5年10月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 ①法令上の根拠	—	住基法第30条の15第1項(本人確認情報の利用) 住基法第30条の44の6第3項(都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。))の利用)	事前	「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。
令和5年10月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 ②移転先における用途	—	住基法別表第五及び徳島県住民基本台帳法施行条例(平成14年7月29日条例第48号)別表第1に掲げる、都道府県知事において都道府県知事保存本人確認情報の利用が認められた事務の処理に用いる。	事前	「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。
令和5年10月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 ③移転する情報	—	住民票コード、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号(番号法に基づく徳島県その他部署からの求めがあった場合に限る。) ※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第22条第7項に基づく経過措置である。	事前	「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。
令和5年10月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 ④移転する情報の対象となる本人の数	—	3) 10万人以上100万人未満	事前	「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。
令和5年10月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	—	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上	事前	「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。
令和5年10月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 ⑥移転方法	—	[○]フラッシュメモリ [○]その他(住民基本台帳ネットワークシステム)	事前	「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年10月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 ⑦時期・頻度	—	徳島県の他部署からの検索要求があった都度、随時。	事前	「情報通信技術の活用による行政手続等」に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。
令和5年10月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	—	・セキュリティゲートにて入退館管理をしている附票都道府県サーバの集約センターにおいて、施錠管理及び入退室管理(監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定・管理)を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。サーバへのアクセスはIDと生体認証(又はパスワード)による認証が必要となる。 ・徳島県においては、端末を施錠管理された部屋で保管しており、担当者以外は入室できない。また、利用時の入退室以外は常時施錠している。	事前	「情報通信技術の活用による行政手続等」に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。
令和5年10月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 ②保管期間 期間 その妥当性	—	1) 1年未満 附票本人確認情報の提供に併せて提供される個人番号は、徳島県の他の執行機関又は他部署からの求めにより提供・移転された後は、障害発生等により提供・移転先で情報を受領できなかった場合に備えて、一時的に保存されるのみである。	事前	「情報通信技術の活用による行政手続等」に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。
令和5年10月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	—	一時的な保存後にシステムにて自動判別し消去する。	事前	「情報通信技術の活用による行政手続等」に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。
令和5年10月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目	都道府県知事保存本人確認情報ファイル 1. 住民票コード 2. 漢字氏名 3. 外字数(氏名) 4. ふりがな氏名 5. 生年月日 6. 性別 7. 住所 8. 外字数(住所) 9. 個人番号 10. 異動事由 11. 異動年月日 12. 保存期間フラグ 13. 清音化かな氏名 14. 市町村コード 15. 大字・字コード 16. 操作者ID 17. 操作端末ID 18. タイムスタンプ 19. 通知を受けた年月日 20. 外字フラグ 21. 削除フラグ 22. 更新順番号 23. 氏名外字変更連番 24. 住所外字変更連番 25. 旧氏 漢字、 26. 旧氏 外字数 27. 旧氏 ふりがな 28. 旧氏 外字変更連番	(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル 1. 住民票コード 2. 漢字氏名 3. 外字数(氏名) 4. ふりがな氏名 5. 生年月日 6. 性別 7. 住所 8. 外字数(住所) 9. 個人番号 10. 異動事由 11. 異動年月日 12. 保存期間フラグ 13. 清音化かな氏名 14. 市町村コード 15. 大字・字コード 16. 操作者ID 17. 操作端末ID 18. タイムスタンプ 19. 通知を受けた年月日 20. 外字フラグ 21. 削除フラグ 22. 更新順番号 23. 氏名外字変更連番 24. 住所外字変更連番 25. 旧氏 漢字、 26. 旧氏 外字数 27. 旧氏 ふりがな 28. 旧氏 外字変更連番	事前	「情報通信技術の活用による行政手続等」に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年10月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目	—	(2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル ア 附票本人確認情報 - 住民票コード - 氏名 漢字 - 氏名 外字数 - 氏名 ふりがな - 生年月日 - 性別 - 住所 市町村コード - 住所 漢字 - 住所 外字数 - 最終住所 漢字 - 最終住所 外字数 - 異動年月日 - 旧住民票コード - 附票管理市町村コード - 附票本人確認情報状態区分 - 外字フラグ - 外字パターン - 通知区分 イ その他 - 個人番号(※国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に限り、徳島県の他の執行機関又は他部署からの求めに応じ、当該個人の住民票コードを用いて、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、提供・移転する場合がある。)	事前	「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。
令和5年10月24日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル Ⅲ-1 特定個人情報ファイル名	都道府県知事保存本人確認情報ファイル	(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル	事前	「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。
令和5年10月24日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル Ⅲ-3 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	庁内システムと都道府県サーバとの接続は行わない。	庁内システムと都道府県サーバとの接続は行わない。 都道府県サーバは、集約センター内において、附票都道府県サーバと接続する。 なお、都道府県サーバと附票都道府県サーバのシステム間のアクセスは、以下の場合の処理に限られるよう、システムにより制限する。 (1)都道府県サーバ⇒附票都道府県サーバへのアクセス 番号法で認められた場合に限り、徳島県の他の執行機関又は他部署等からの求めに応じ、国外転出者に係る個人番号を連携する場合。 (2)附票都道府県サーバ⇒都道府県サーバへのアクセス 国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に限り、徳島県の他の執行機関又は他部署等からの求めに応じ、個人番号を入手する場合(目的を超えた紐づけが行われないよう、個人番号は附票本人確認情報DBとは別の一時保存領域で処理する。))。	事前	「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。
令和5年10月24日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル Ⅲ-5 リスク2 リスクに対する措置の内容	全国サーバと都道府県サーバの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保されている。また、徳島県の他の執行機関への提供及び他部署への移転のため、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築している。なお、提供先・移転先における特定個人情報の使途については、住基法等で制限されている。	連携手段として通信の記録が逐一保存され、また、連携するデータが暗号化される仕組みが確立した住民基本台帳ネットワークシステムを用いることにより、不適切な方法による特定個人情報の提供を防止する。 なお、全国サーバと都道府県サーバの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保されている。また、徳島県の他の執行機関への提供及び他部署への移転のため、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築している。 なお、提供先・移転先における特定個人情報の使途については、住基法等で制限されている。	事前	「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年10月24日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-1 特定個人情報ファイル名	—	(2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル	事前	「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。
令和5年10月24日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-2 リスク1 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	—	都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルにおける特定個人情報の入手手段は、市町村CSからの附票本人確認情報更新要求の際に通知される附票本人確認情報に限定される。この場合、市町村CSから対象者以外の情報が通知されてしまうことがリスクとして想定されるが、制度上、対象者の真正性の担保は市町村側の確認に委ねられるため、市町村において厳格な審査が行われることが前提となる。 また、対象者以外の個人番号は入手できないことを、システムにより担保する。	事前	「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。
令和5年10月24日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-2 リスク1 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	—	法令により市町村から通知を受けることとされている情報のみを入手できることを、システム上で担保する。 また、対象者の個人番号以外の個人情報は入手できないことを、システムにより担保する。	事前	「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。
令和5年10月24日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-2 リスク1 リスクへの対策は十分か	—	2) 十分である	事前	「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。
令和5年10月24日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-2 リスク2 リスクに対する措置の内容	—	附票本人確認情報の入手元を市町村CSに限定する。 また、国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に限り、徳島県の他の執行機関又は他部署等からの求めに応じ、個人番号を入手することを、システムにより担保する。	事前	「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。
令和5年10月24日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-2 リスク2 リスクへの対策は十分か	—	2) 十分である	事前	「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。
令和5年10月24日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-2 リスク3 入手の際の本人確認の措置の内容	—	住所の異動情報の届出等を受け付ける市町村の窓口において、対面で身分証明書(個人番号カード等)の提示を受け、本人確認を行う。 個人番号については、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから入手するため、該当なし。	事前	「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。
令和5年10月24日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-2 リスク3 個人番号の真正性確認の措置の内容	—	市町村において真正性が確認された情報を市町村CSを通じて入手できることを、システム上で担保する。 また、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルに保存される段階で真正性が担保されている。	事前	「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年10月24日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-2 リスク3 特定個人情報の正確性確保の措置の内容	—	システム上、附票本人確認情報更新の際に、論理チェックを行う(例えば、既に削除されている者に対して、削除を要求する通知があった場合に当該処理をエラーとする。)仕組みとする。また、入手元である市町村CSにおいて、項目(フォーマット、コード)のチェックを実施する。個人番号については、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルに保存される段階で正確性が確保されている。	事前	「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。
令和5年10月24日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-2 リスク3 その他の措置の内容	—	システムでは対応できない事象が発生した際に、附票本人確認情報の正確性を維持するため、要領・手順書等に基づいて附票本人確認情報の入力、削除及び訂正が行われていることを定期的に確認する。	事前	「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。
令和5年10月24日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-2 リスク3 リスクへの対策は十分か	—	2) 十分である	事前	「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。
令和5年10月24日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-2 リスク4 リスクに対する措置の内容	—	・機構が作成・配付する専用のアプリケーション(※)を用いることにより、入手の際の特定個人情報の漏えい・紛失の防止に努める。 ・市町村CSと接続するネットワーク回線に専用回線を用いる、情報の暗号化を実施する等の措置を講じる。 ・特定個人情報の入手は、システム上自動処理にて行われるため、操作者は存在せず人為的なアクセスが行われることはない。 ※附票都道府県サーバ上で稼動するアプリケーション。 都道府県内の市町村の住民の附票本人確認情報を管理し、市町村CSや附票全国サーバとのデータ交換を行う。 データの安全保護対策、不正アクセスの防止策には、最新の認証技術や暗号化技術を採用し、データの盗聴、改ざん、破壊及び盗難、端末の不正利用及びなりすまし等を防止する。	事前	「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。
令和5年10月24日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-2 リスク4 リスクへの対策は十分か	—	2) 十分である	事前	「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。
令和5年10月24日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-3 リスク1 宛名システム等における措置の内容	—	附票都道府県サーバと宛名管理システム間の接続は行わない。	事前	「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年10月24日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-3 リスク1 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	—	庁内システムと都道府県サーバとの接続は行わない。 附票都道府県サーバは、集約センター内にあって、都道府県サーバと接続する。 なお、附票都道府県サーバと都道府県サーバのシステム間のアクセスは、以下の場合の処理に限られるよう、システムにより制限する。 (1)附票都道府県サーバ⇒都道府県サーバへのアクセス 国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に限り、徳島県の他の執行機関又は他部署等からの求めに応じ、個人番号を入力する場合(目的を超えた紐づけが行われないよう、個人番号は附票本人確認情報DBとは別の一時保存領域で処理する。))。 (2)都道府県サーバ⇒附票都道府県サーバへのアクセス 番号法で認められた場合に限り、徳島県の他の執行機関又は他部署等からの求めに応じ、国外転出者に係る個人番号を連携する場合。	事前	「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。
令和5年10月24日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-3 リスク1 リスクへの対策は十分か	—	2) 十分である	事前	「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。
令和5年10月24日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-3 リスク2 ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	—	1) 行っている 生体認証(静脈)による操作者認証を行う。	事前	「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。
令和5年10月24日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-3 リスク2 アクセス権限の発行・失効の管理 具体的な管理方法	—	1) 行っている ・アクセス権限は各年度ごとに付与し、退職した元職員や異動した職員の失効管理を適切に行う。 ・アクセス権限の発行・失効等を管理簿へ記録する。 ・記録した管理簿について、発行・失効管理が適切に行われていることを、年1回以上の定期的な棚卸しにより確認し、その記録を残す。	事前	「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。
令和5年10月24日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-3 リスク2 アクセス権限の管理 具体的な管理方法	—	1) 行っている ・ID管理簿及びシステムが提供する照会機能を使用して、操作者の権限等に応じたアクセス権限が付与されるよう管理する。 ・不正アクセスを分析するために、附票都道府県サーバの検索サブシステム及び業務端末においてアプリケーションの操作履歴の記録を取得し、保管する。	事前	「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。
令和5年10月24日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-3 リスク2 特定個人情報の使用の記録 具体的な方法	—	1) 記録を残している ・附票本人確認情報を扱うシステムの操作履歴(アクセスログ・操作ログ)を記録する。 ・システム操作者は、業務端末の使用に当たっては業務端末使用簿に利用日時、所属、氏名、利用事由、処理件数等を記載する。 ・システム管理者は、2月に1度以上の割合で操作履歴を確認し、操作履歴確認記録簿に結果を記録する。 ・バックアップされた操作履歴は7年間、安全な場所に施錠保管する。	事前	「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年10月24日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-3 リスク2 リスクへの対策は十分か	—	2) 十分である	事前	「情報通信技術の活用による行政手続等」に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。
令和5年10月24日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-3 リスク3 リスクに対する措置の内容	—	・システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。 ・システムを利用している所属に対し調査を実施し、業務上必要のない検索又は抽出が行われていないことを確認する。 ・システム利用職員への研修会において、事務外利用の禁止等について指導する。	事前	「情報通信技術の活用による行政手続等」に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。
令和5年10月24日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-3 リスク3 リスクへの対策は十分か	—	2) 十分である	事前	「情報通信技術の活用による行政手続等」に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。
令和5年10月24日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-3 リスク4 リスクに対する措置の内容	—	・システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。 ・検索結果の帳票出力にあたっては、出力日時・使用目的・検索者等の記録を残す。 ・定期的運用に基づくバックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・委託先に対して指導する。	事前	「情報通信技術の活用による行政手続等」に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。
令和5年10月24日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-3 リスク4 リスクへの対策は十分か	—	2) 十分である	事前	「情報通信技術の活用による行政手続等」に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。
令和5年10月24日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-3 リスク4 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	—	特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。 ・スクリーンセーバを利用して、長時間にわたり附票本人確認情報を表示させない。 ・附票都道府県サーバの代表端末及び業務端末(都道府県サーバと共有する。)のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。 ・附票本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめる。 ・附票本人確認情報を出力する場合は、帳票管理簿にその記録を残す。	事前	「情報通信技術の活用による行政手続等」に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年10月24日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-4 情報保護管理体制の確認	—	・平成24年6月12日、住民基本台帳ネットワークシステム推進協議会(47都道府県が構成員)において、都道府県サーバ集約化の実施および集約化された都道府県サーバの運用及び監視に関する業務を機構の前身である財団法人地方自治情報センターへ委託することを議決している。 ・委託先である機構は、地方公共団体情報システム機構法(平成25年法律第29号)に基づき平成26年4月1日に設立された組織であり、住民基本法に基づき住民基本台帳ネットワークシステムの運用を行っている実績がある。 ・こうしたことから、委託先として社会的信用と特定個人情報の保護を継続的に履行する能力があると認められるとともに、個人情報について適切な保護措置を講ずる体制を整備している事業者であることを示すプライバシーマークの付与を受けており、情報保護管理体制は十分である。	事前	「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。
令和5年10月24日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-4 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 具体的な制限方法	—	1) 制限している ・委託業務に従事する者に対して都道府県知事保存附票本人確認情報へアクセスする権限を付与しない。 ・附票都道府県サーバの運用及び監視に関する業務に関して、委託先である機構には、特定個人情報ファイルの閲覧/更新権限を与えていない。 ・委託先(再委託先を含む。)には、附票本人確認情報の更新及び附票本人確認情報の整合性確認業務のため特定個人情報ファイルを提供することが想定されるが、その場合はシステムで自動的に暗号化を行った上で提供することとしており、システム設計上、特定個人情報にアクセスできず、閲覧/更新もできない。 ・委託先(再委託先を含む。)は、災害等におけるデータの損失等に対する対策のため、日次で特定個人情報ファイルをバックアップすることが想定されるが、バックアップのために特定個人情報ファイルを媒体に格納する場合は、システムで自動的に暗号化を行うこととしており、システム設計上特定個人情報にアクセスできず閲覧/更新もできない。	事前	「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。
令和5年10月24日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-4 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 具体的な方法	—	1) 記録を残している ・契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 ・操作履歴を確認し、不正な使用がないことを確認する。	事前	「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年10月24日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-4 特定個人情報の提供ルール 委託先から他者への提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法 委託元と委託先間の提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法	—	1) 定めている ・契約書等において、個人情報についての守秘義務を課し、業務に関して知りえた個人情報を第三者に提供することを禁止している。 ・必要に応じ、個人情報の取扱状況について適時調査を可能とする。 ・委託先である機構に対し、特定個人情報の目的外利用及び提供は認めないことを契約書上明記している。 ・委託先である機構は、日次、月次、年次で目的外利用及び提供についてのチェックを含むセキュリティチェックを行い、委託元である徳島県は、チェックリストの結果について、機構より、月次で書面により、附票都道府県サーバ集約センターの運用監視等に係るセキュリティチェック確認結果報告を受けている。 ・委託先(再委託先を含む。)に送付する特定個人情報ファイルは暗号化されているため、委託先(再委託先を含む。)がファイル内の特定個人情報にアクセスしないシステム設計としている。	事前	「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。
令和5年10月24日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-4 特定個人情報の消去ルール ルール内容及びルール遵守の確認方法	—	1) 定めている ・契約書等において、委託先の事業者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、契約の終了後直ちに返還し、又は引き渡すものとしている。ただし、指示したときはその指示に従うものとする。 ・委託契約上、委託先である機構に提供された特定個人情報ファイルについては、本人確認情報の保存期間が過ぎた際に、システムにて自動判別し消去することを規定している。 ・バックアップ媒体については、「運用設計書」において、「媒体が破損や耐用年数、耐用回数を超過したとき、管理簿に理由を明記し、媒体は引き続きデータ保管庫に格納」することになっているが、委託契約上、委託先である機構に提供された特定個人情報ファイルについては、契約完了時に返還または廃棄することを規定する。 ・委託契約の報告条項に基づき、月次の完了届において、特定個人情報の取扱いについて書面にて報告を受ける。また、必要があれば、当県職員又は監査法人などの第三者が現地調査し、適正に運用されているか確認する。	事前	「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。
令和5年10月24日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-4 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 規定の内容	—	1) 定めている 契約書において以下の項目について規定する。 ・秘密保持義務 ・事業所内からの特定個人情報の持ち出しの禁止 ・特定個人情報の目的外利用及び提供の禁止 ・特定個人情報の複写又は複製の禁止 ・原則再委託の禁止(再委託する場合は、書面による承諾が必要) ・従業者に対する監督・教育 ・特定個人情報記録された資料の返還・廃棄	事前	「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年10月24日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-4 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 具体的な方法	—	2) 十分に行っている ・再委託先に対して秘密保持義務を課すことを義務づけている。 ・再委託する業務は直接附票本人確認情報に関わらない業務を対象とする。 ・端末設置室での現地作業は職員の立ち会いの下作業を行う。 ・作業日報及び作業者名簿に基づき入退室者の管理を行う。	事前	「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。
令和5年10月24日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-4 リスクへの対策は十分か	—	2) 十分である	事前	「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。
令和5年10月24日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-5 リスク1 特定個人情報の提供・移転の記録 具体的な方法	—	1) 記録を残している ・都道府県知事保存附票本人確認情報の提供・移転を行う際は、提供・移転の記録(提供・移転日時、操作者等)をシステム上で管理し、7年間保存する。 ・業務端末を使用し、附票本人確認情報の照会を行うときは、業務端末使用簿に利用日時、照会者の所属、氏名等を記載するとともに、照会結果を印刷したときは帳票管理簿に出力した帳票の種類、枚数等を記載する。また、代表端末の一括取得機能により都道府県知事保存附票本人確認情報を記録した電子媒体を作成したときは記録媒体管理台帳に記録する。	事前	「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。
令和5年10月24日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-5 リスク1 特定個人情報の提供・移転に関するルール ルール内容及びルール遵守の確認方法	—	1) 定めている 住基法、行政手続における個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)及び徳島県住民基本台帳法施行条例(平成14年7月29日条例第48号)において定められた事項についてのみ行う。なお、「徳島県住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ要綱」に基づき、操作者に付与する権限の範囲は、該当者がその業務を行うために必要な範囲に限っており、権限のない者はアクセスできない仕組みとする。また、操作実績については、業務端末使用簿に利用日時、照会者の所属、氏名等を記載することにより確認するものとする。	事前	「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。
令和5年10月24日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-5 リスク1 リスクへの対策は十分か	—	2) 十分である	事前	「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。
令和5年10月24日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-5 リスク2 リスクに対する措置の内容	—	連携手段として通信の記録が逐一保存され、また、連携するデータが暗号化される仕組みが確立した住民基本台帳ネットワークシステムを用いることにより、不適切な方法による特定個人情報の提供を防止する。 なお、附票全国サーバと附票都道府県サーバの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保されている。また、徳島県の他の執行機関への提供及び他部署への移転のため、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築している。なお、提供先・移転先における特定個人情報の使途については、住基法等で制限されている。	事前	「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年10月24日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-5 リスク2 リスクへの対策は十分か	—	2) 十分である	事前	「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。
令和5年10月24日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-5 リスク3 リスクに対する措置の内容	—	・誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供することを担保する。 ・誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 附票全国サーバと附票都道府県サーバの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。	事前	「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。
令和5年10月24日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-5 リスク3 リスクへの対策は十分か	—	2) 十分である	事前	「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。
令和5年10月24日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-7 リスク1 ①NISC政府機関統一基準群	—	4) 政府機関ではない	事前	「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。
令和5年10月24日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-7 リスク1 ②安全管理体制	—	2) 十分に整備している	事前	「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。
令和5年10月24日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-7 リスク1 ③安全管理規程	—	2) 十分に整備している	事前	「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。
令和5年10月24日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-7 リスク1 ④安全管理体制・規程の職員への周知	—	2) 十分に周知している	事前	「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年10月24日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-7 リスク1 ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	—	2) 十分に行っている ・附票都道府県サーバの集約センターにおいて、監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定し、管理するとともに、サーバ設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理する。 ・徳島県においては、端末設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理する。一部の業務端末は執務室内に設置されるが、ディスプレイに表示される附票本人確認情報が来庁者から見えない位置に設置し、職員の退庁時に執務室は施錠する。	事前	「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等」の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。
令和5年10月24日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-7 リスク1 ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	—	2) 十分に行っている ・ウイルス対策ソフトの定期的パターン更新を行う。 ・庁内のネットワークにおいて、ファイアウォールを導入している。 ・附票都道府県サーバの集約センターにおいて、ファイアウォールを導入し、ログの解析を行う。	事前	「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等」の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。
令和5年10月24日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-7 リスク1 ⑦バックアップ	—	2) 十分に行っている	事前	「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等」の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。
令和5年10月24日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-7 リスク1 ⑧事故発生時手順の策定・周知	—	2) 十分に行っている	事前	「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等」の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。
令和5年10月24日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-7 リスク1 ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大な事故が発生したか	—	2) 発生なし	事前	「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等」の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。
令和5年10月24日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-7 リスク1 ⑩死者の個人番号	—	2) 保管していない	事前	「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等」の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。
令和5年10月24日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-7 リスク1 リスクへの対策は十分か	—	2) 十分である	事前	「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等」の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。
令和5年10月24日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-7 リスク2 リスクに対する措置の内容	—	附票本人確認情報の提供・移転に併せて提供される個人番号は、徳島県の他の執行機関又は他部署等からの求めにより提供・移転された後は、障害発生等により提供・移転先で情報を受領できなかった場合に備えて一時的に保存がされるのみであり、情報が更新される必要はない。	事前	「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等」の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年10月24日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-7 リスク2 リスクへの対策は十分か	—	2) 十分である	事前	「情報通信技術の活用による行政手続等」に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。
令和5年10月24日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-7 リスク3 消去手順 手順の内容	—	1) 定めている ・障害発生等により提供・移転先で情報を受領できなかった場合に備えた一時的な保存の終了後、特定個人情報を、システムにて自動判別し消去する(消去されたデータは、復元できない)。 ・磁気ディスクの廃棄時は、要領・手順書等に基づき、内容の消去、破壊等を行うとともに、磁気ディスク管理簿にその記録を残す。 また、専用ソフトによるフォーマット、物理的粉砕等を行うことにより、内容を読み出すことができないようにする。 ・帳票については、要領・手順書等に基づき、帳票管理簿等を作成し、受渡し、保管及び廃棄の運用が適切になされていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 廃棄時には、要領・手順書等に基づき、裁断、溶解等を行うとともに、帳票管理簿等にその記録を残す。	事前	「情報通信技術の活用による行政手続等」に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。
令和5年10月24日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-7 リスク3 リスクへの対策は十分か	—	2) 十分である	事前	「情報通信技術の活用による行政手続等」に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更。
令和7年3月14日	Ⅰ 基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠	住基法(昭和42年7月25日法律第81号) ・第7条(住民票の記載事項) ・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) ・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報) ・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の13(都道府県の条例による本人確認情報の提供) ・第30条の15(本人確認情報の利用) ・第30条の22(市町村間の連絡調整等) ・第30条の32(自己の本人確認情報の開示) ・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正) ・第30条の44の6第3項(都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。))の利用)	住基法(昭和42年7月25日法律第81号) ・第7条(住民票の記載事項) ・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) ・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報) ・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の15(本人確認情報の利用) ・第30条の22(市町村間の連絡調整等) ・第30条の32(自己の本人確認情報の開示) ・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正) ・第30条の44の6第3項(都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。))の利用) ・第30条の15の2第2項・第3項(準法定事務処理者への本人確認情報の提供等) ・第30条の44の7第2項・第3項(準法定事務処理者への附票本人確認情報の提供等)	事後	形式的な変更であり、重要な変更にあたらなない。
令和7年3月14日	Ⅰ 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ①部署	政策創造部地方創生局市町村課	企画総務部市町村課	事後	形式的な変更であり、重要な変更にあたらなない。
令和7年3月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存本人確認情報ファイル 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	政策創造部地方創生局市町村課	企画総務部市町村課	事後	形式的な変更であり、重要な変更にあたらなない。
令和7年3月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体 使用部署	政策創造部地方創生局市町村課	企画総務部市町村課	事後	形式的な変更であり、重要な変更にあたらなない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 2. 基本情報 ⑤保有開始日	「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第16号)」附則第1条第10号にて規定される公布から起算して5年を超えない範囲内の政令で定める日。	令和6年5月27日	事後	形式的な変更であり、重要な変更にあたらなない。
令和7年3月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	政策創造部地方創生局市町村課	企画総務部市町村課	事後	形式的な変更であり、重要な変更にあたらなない。
令和7年3月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体 使用部署	政策創造部地方創生局市町村課	企画総務部市町村課	事後	形式的な変更であり、重要な変更にあたらなない。
令和7年3月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑨使用開始日	令和6年5月31日	令和6年5月27日	事後	形式的な変更であり、重要な変更にあたらなない。
令和7年3月14日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存本人確認情報ファイル Ⅲ-3 リスク2 アクセス権限の管理 具体的な管理方法	1) 行っている ・ID管理簿及びシステムが提供する照会機能を使用して、操作者の権限等に応じたアクセス権限が付与されるよう管理する。 ・不正アクセスを分析するために、都道府県サーバの検索サブシステム及び業務端末においてアプリケーションの操作履歴の記録を取得し、保管する。	1) 行っている ・ID管理簿及びシステムが提供する照会機能を使用して、操作者の権限等に応じたアクセス権限が付与されるよう管理する。 ・不正アクセスを分析するために、都道府県サーバの検索サブシステムにおいて、代表端末及び業務端末におけるアプリケーションの操作履歴の記録を取得し、保管する。	事後	形式的な変更であり、重要な変更にあたらなない。
令和7年3月14日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存本人確認情報ファイル Ⅲ-3 リスク2 アクセス権限の管理 具体的な管理方法	1) 行っている ・ID管理簿及びシステムが提供する照会機能を使用して、操作者の権限等に応じたアクセス権限が付与されるよう管理する。 ・不正アクセスを分析するために、附票都道府県サーバの検索サブシステム及び業務端末においてアプリケーションの操作履歴の記録を取得し、保管する。	1) 行っている ・ID管理簿及びシステムが提供する照会機能を使用して、操作者の権限等に応じたアクセス権限が付与されるよう管理する。 ・不正アクセスを分析するために、附票都道府県サーバの検索サブシステムにおいて、代表端末及び業務端末(都道府県サーバと共用する。)におけるアプリケーションの操作履歴の記録を取得し、保管する。	事後	形式的な変更であり、重要な変更にあたらなない。
令和7年3月14日	Ⅴ 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	①〒770-8570 徳島市万代町1丁目 監察局監察評価課県庁ふれあい室情報公開個人情報担当 県庁1階 電話番号 088-621-2024 ②〒770-8570 徳島市万代町1丁目 政策創造部地方創生局市町村課行政担当 県庁7階 電話番号 088-621-2081	①〒770-8570 徳島市万代町1丁目 生活環境部県民ふれあい課情報公開個人情報担当 県庁1階 電話番号 088-621-2024 ②〒770-8570 徳島市万代町1丁目 企画総務部市町村課行政担当 県庁7階 電話番号 088-621-2081	事後	形式的な変更であり、重要な変更にあたらなない。
令和7年3月14日	Ⅴ 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ④個人情報ファイル簿の公表 個人情報ファイル名	【個人情報取扱事務登録簿】 住民基本台帳法に基づく住民基本台帳ネットワークシステムによる本人確認情報の処理及び利用に関する事務、住民基本台帳法に基づく自己の本人確認情報の開示等の事務	【個人情報取扱事務登録簿】 住民基本台帳法に基づく住民基本台帳ネットワークシステムによる本人確認情報等の処理及び利用に関する事務、住民基本台帳法に基づく自己の本人確認情報等の開示等の事務	事後	形式的な変更であり、重要な変更にあたらなない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月14日	Ⅴ 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ④個人情報ファイル簿の公表公表場所	①〒770-8570 徳島市万代町1丁目 電話番号 088-621-2024 県庁1階 監察局監察評価課県庁ふれあい室情報公開個人情報担当 ②〒779-2305 海部郡美波町奥河内字井才天17-1 電話番号 0884-74-7420 南部総合県民局地域創生防災部＜美波＞県民生活・総務担当 ③〒774-0030 阿南市富岡町あ王谷46 電話番号 0884-24-4170 南部総合県民局地域創生防災部＜阿南＞県民生活担当 ④〒779-3602 美馬市脇町大字猪尻字建神社下南73 電話番号 0883-53-2030 西部総合県民局地域創生観光部＜美馬＞県民生活・総務担当 ⑤〒778-0002 三好市池田町マチ2415 電話番号 0883-76-0365 西部総合県民局地域創生観光部＜三好＞県民生活・総務担当	①〒770-8570 徳島市万代町1丁目 電話番号 088-621-2024 県庁1階 生活環境部県民ふれあい課情報公開個人情報担当 ②〒779-2305 海部郡美波町奥河内字井才天17-1 電話番号 0884-74-7420 南部総合県民局地域創生防災部＜美波＞県民生活・総務担当 ③〒774-0030 阿南市富岡町あ王谷46 電話番号 0884-24-4170 南部総合県民局地域創生防災部＜阿南＞県民生活担当 ④〒779-3602 美馬市脇町大字猪尻字建神社下南73 電話番号 0883-53-2030 西部総合県民局地域創生観光部＜美馬＞県民生活・総務担当 ⑤〒778-0002 三好市池田町マチ2415 電話番号 0883-76-0365 西部総合県民局地域創生観光部＜三好＞県民生活・総務担当	事後	形式的な変更であり、重要な変更にあたらなない。
令和7年3月14日	Ⅴ 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	政策創造部地方創生局市町村課 行政担当 (088-621-2081)	企画総務部市町村課 行政担当 (088-621-2081)	事後	形式的な変更であり、重要な変更にあたらなない。
令和7年3月14日	Ⅴ 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ②対応方法	・問合せの内容及び対応について記録する。 ・情報漏えい等の重大な事案に関する問合せについて、実施機関において必要な対応を行い、監察局監察評価課県庁ふれあい室情報公開個人情報担当に報告する。	・問合せの内容及び対応について記録する。 ・情報漏えい等の重大な事案に関する問合せについて、実施機関において必要な対応を行い、生活環境部県民ふれあい課情報公開個人情報担当に報告する。	事後	形式的な変更であり、重要な変更にあたらなない。